令和４年裾野市議会２月定例会
各常任委員会・分科会（補正予算・条例等）

【目次】

２月２２日（火）	予算決算委員会総務分科会		・・・・・・・・・・	3
	総務部	財政課	・・・・・・・・・・	4
		人事課	・・・・・・・・・・	１０
		行政課	・・・・・・・・・・	２９
		税務課	・・・・・・・・・・	３１
	企画部	戦略広報課	・・・・・・・・・・	３２
		みらい政策課	・・・・・・・・・・	３３
		行政改革課	・・・・・・・・・・	３６
	議会事務局		・・・・・・・・・・	３８
	環境市民部	市民課	・・・・・・・・・・	３９
		生活環境課	・・・・・・・・・・	４２
		危機管理課	・・・・・・・・・・	４６
	討論・採決		・・・・・・・・・・・・・・・・・	５１

２月２４日（木）	予算決算委員会厚生文教分科会・厚生文教委員会		・・	５５
	教育部	鈴木図書館	・・・・・・・・・・	５６
		生涯学習課	・・・・・・・・・・	６０
		教育総務課	・・・・・・・・・・	６１
	健康福祉部	健康推進課	・・・・・・・・・・	６３
		国保年金課	・・・・・・・・・・	６６
		障がい福祉課	・・・・・・・・・・	６８
		社会福祉課	・・・・・・・・・・	７０
		こども未来課	・・・・・・・・・・	７８
		子育て支援課	・・・・・・・・・・	８１
	討論・採決		・・・・・・・・・・・・・・・・・	８３

２月２５日（金）予算決算委員会産業建設分科会・産業建設委員会・・　８５
環境市民部　上下水道経営課
　　　　　　上下水道工務課　・・・・・・・・・・　８６
建設部　　　建設部付　　　　・・・・・・・・・・　８８
　　　　　　建設管理課　　　・・・・・・・・・・　９０
　　　　　　建設課　　　　　・・・・・・・・・・　９１
　　　　　　まちづくり課　　・・・・・・・・・・　９２
　　　　　　区画整理課　　　・・・・・・・・・・　９４
産業部　　　農林振興課　　　・・・・・・・・・・　９５
　　　　　　産業振興課　　　・・・・・・・・・・１００
討論・採決　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０４

裾野市議会　予算決算委員会総務分科会（委員会）

令和３年２月 22 日（火）

９時 00 分　開会

○委員長（三富美代子）　ただいまから、予算決算委員会総務分科会及び総務委員会を併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第 21 号議案 令和３年度裾野市一般会計補正予算（第 16 回）の内の関係部分、第 24 号議案 令和３年度裾野市墓地事業特別会計補正予算（第１回）の審査並びに総務委員会に付託されました第 10 号議案裾野市特別職の職員の給与の特例に関する条例を制定することについて、第 11 号議案裾野市部設置条例の一部を改正することについて、第 12 号議案行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、第 14 号議案裾野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、第 15 号議案裾野市職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、第 20 号議案静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、第 28 号議案裾野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて、第 29 号議案裾野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、第 30 号議案裾野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、第 31 号議案裾野市職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、の審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。

予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論・採決を関係各部・課全て一括して行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（三富美代子）　ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。

意見につきましても、要点を明確に、簡潔にお願いいたします。また、発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。

総務部

〇委員長（三富美代子）　ただいまから、総務部関係の審査に入ります。総務部長の総括説明を求めます。総務部長。

（総務部長、総括説明）

〇委員長（三富美代子）　総括説明は終わりました。

財政課（第 21 号）

〇委員長（三富美代子）　はじめに財政課の審査を行います。第 21 号議案の内の関係部分の審査になります。財政課長の説明を求めます。財政課長。

（財政課長説明）

〇委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。木村委員。

〇委員（木村典由）　ゴルフ場利用税についてなんですけど、先ほど県の見込み額ということで頂いたのですが、5,000 万円増えているわけですけれど、その中で裾野市に三つのゴルフ場があることを認識しておりますけれど、その三つのゴルフ場の等級というのは市として把握しているのでしょうか。

〇委員長（三富美代子）　財政課長。

〇財政課長　ゴルフ場利用税の交付金の額しか県から連絡が来ませんので、そちらの中身については把握しておりません。

〇委員長（三富美代子）　木村委員。

〇委員（木村典由）　わかりました。ゴルフ場利用税については毎回当初予算でも県からの見込み金額ということで来る、ということで、裾野市としてはどういうかたちで税が出るかということは特に算出しないで、県から来た金額を毎回出しているということでよろしいでしょうか。

〇委員長（三富美代子）　財政課長。

〇財政課長　当初予算を策定する場合には、前年度の見込みですとかそういったものを総合的に勘案して行っております。実際には県の方から確実な見込みとして示されるわけではありませんので、あくもでもこちらの方で見込みを立てております。

〇委員長（三富美代子）　他に質疑はありませんか。杉山委員。

〇委員（杉山茂規）　予算書 17 ページです。普通交付税、今回、普通交付税の再算定が行われたということで、通常はないよという話だったんですけど。

〇委員長（三富美代子）　財政課長。

〇財政課長　国の補正予算に伴う部分でございます。国の方が交付税を追加で交付します。ということになっておりますので、恐らく、地方への配分する額そのものを増やしたいという国の意向があってのことだとは思いますけ

れども、それに合わせて交付税の再算定が行われたというふうに把握をしております。
〇委員長（三富美代子）　杉山委員。
〇委員（杉山茂規）　予想外のありがたいものという認識でよろしいでしょうか。
〇委員長（三富美代子）　財政課長。
〇財政課長　こちらは元々想定をしておらなかった部分になります。
〇委員長（三富美代子）　杉山委員。
〇委員（杉山茂規）　ふるさと納税のところ、26 ページ、27 ページになります。ふるさと納税の寄附があって、それを今回、目的別変更というのが希望者の意向によった振り分けだとおもうんですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。
〇委員長（三富美代子）　財政課長。
〇財政課長　はい。そのとおりでございます。
〇委員長（三富美代子）　杉山委員。
〇委員（杉山茂規）　寄附した者に対してどのジャンルというか、どの事業にどれだけ振り分けるかの、振り分けの方法はどのようなかたちでやっているか、決まりとかあるのかを伺います。
〇委員長（三富美代子）　財政課長。
〇財政課長　明確にこういうというところまではないのですけれど、基本的には寄附をするときにこういうところにという、相手方の希望するところを把握しますので、あくまでもそれに合わせて、そこに充てる考え方になります。細かい、何の事業というところまでは指定がございませんので、そんなかたちの中で振り分けをさせていただいております。
〇委員長（三富美代子）　杉山委員。
〇委員（杉山茂規）　その点は理解しているんですけれども、寄附という大きな塊となったそれを財政課でどのように振り分けをしているか、振り分けの仕方というか、を伺いたい。暫時休憩願います。
〇委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
〇委員長（三富美代子）　再開いたします。財政課長。
〇財政課長　例年、充てさせていただくところはある程度決めさせていただいておりますので、大きな変化が無い限りはそこに充てさせていただくというかたちでやっております。
〇委員長（三富美代子）　杉山委員。
〇委員（杉山茂規）　今回このタイミングで行うといういのは、1 年間の寄附が出揃った段階で財源の振り替えを行うのが判りやすいということで今回こ

のタイミングで行っている理解でよろしいでしょうか。
○委員長（三富美代子）　財政課長。
○財政課長　そういうかたちでお願いをしております。
○委員長（三富美代子）　杉山委員。
○委員（杉山茂規）　寄附に際しましては、個人での寄附と企業での寄附、寄附は寄附とお金で入ってくるかと思うんですけれども、どのようなかたちで把握して振り分けをするのか、特別会計に行くのはこの寄附だよとか、そういうような振り分けはどのようにされていますでしょうか。
○委員長（三富美代子）　財政課長。
○財政課長　企業版ふるさと納税につきましてはこれとは全く別に管理をしておりまして、そちらはそちらで一件一件、その都度把握をして予算付けをしてというかたちになりますので、こちらの一般の方からのふるさと納税とは全く別のかたちで管理をしております。
○委員長（三富美代子）　杉山委員。
○委員（杉山茂規）　暫時休憩願います。
○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
○委員長（三富美代子）　再開いたします。杉山委員。
○委員（杉山茂規）　28、29 ページをお願いいたします。基金の繰入金なんですが、今回、財調の取り崩しが大きく減っていることで、今回、事業費の確定であったり実績見込みの積み重ねが主だと思うんですけど、それらは主にどんな原因でこのような形になっているかという分析等はありますか。
○委員長（三富美代子）　財政課長。
○財政課長　今年度、基金の取り崩し額がここで減ってるというのは、基本的には歳入側の上振れが理由だというふうに考えております。
○委員長（三富美代子）　他に質疑はありませんか。岡本委員。
○委員（岡本和枝）　８ページ、繰越明許のところで、御宿の土地区画整理事業がありますけれど、補助金の部分が繰り越されるということなんでしょうか。
○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
○委員長（三富美代子）　再開いたします。財政課長。
○財政課長　こちらは補助金の部分になります。
○委員長（三富美代子）　岡本委員。
○委員（岡本和枝）　事業としては進んでいないという捉え方で良いんでしょうか。
○委員長（三富美代子）　財政課長。
○財政課長　事業の進捗の部分につきましては企画の方になるんですけれども、

基本的には進んでいないということではないと思います。交付する時期の問題だというふうな把握をしています。

○委員長（三富美代子）　岡本委員。

○委員（岡本和枝）　56 ページ、基金積立金に関してお尋ねいたします。特定防衛施設周辺施設交付金基金へ積み立てるということで、例年は３億近いお金が入ってきたと思うんですけど、今年度はこの額という理由は。

○委員長（三富美代子）　財政課長。

○財政課長　３億というのは恐らく交付金全体の額だと思います。で、その中で道路事業ですとかそういった部分に充てている部分もございますので、そのうちの１億５千万円を基金に積み立てるということです。

○委員長（三富美代子）　岡本委員。

○委員（岡本和枝）　それでは今年度 104 号線越えの訓練が確か中止になったと思うんですが、その影響はまったくないということなんでしょうか。

○委員長（三富美代子）　財政課長。

○財政課長　訓練の規模によって交付金の方は変わるということは把握してますけれども、今年度は多分上限に近い金額で来ていると思いますので、そこの部分は多分影響が無かったというふうに思っております。

○委員長（三富美代子）　総務部長。

○総務部長　補足になります。今年度９条は全体で３億 3,227 万９千円いただくことになっていますので、通常分２億 4,822 万９千円、あと 104 号実施分で 8,505 万円と聞いております。

○委員長（三富美代子）　岡本委員。

○委員（岡本和枝）　じゃあ。例年通り来るということで。それに関連して先ほど来年度からの基金で子ども医療費等に使えるお話があったと思うんですけれど、子ども医療費に使うということは完全な無料化を進めるということを意味しているのでしょうか。

○委員長（三富美代子）　財政課長。

○財政課長　そういうことではございません。現制度の中の財源に充てさせていただくということです。

○委員長（三富美代子）　他に質疑は。賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　これまでハード事業を対象にした交付金でしたけれど、今回ソフト事業の予防費、それから子ども医療費に充当できるようになった経緯をお願いします。

○委員長（三富美代子）　財政課長。

○財政課長　地元の権利者の皆さまとも協議を重ねさせていただきまして、こういう財政状況の厳しい中でソフト事業にも充てさせていただくのが可能

な交付金なので、そちらの方に充てさせていただきたいという話をさせていただいた中で４年度からというか、今年度の基金の積み立てからそういうことが出来るということに調製をさせていただいたということです。
〇委員（賀茂博美）　令和４年度以降についても対象として、規則の改正ですので、継続して対象となれるということでよろしいでしょうか。
〇委員長（三富美代子）　財政課長。
〇財政課長　しばらくの間はこういうかたちで権利者の皆さまとも話を進めていきたいというふうに考えております。
〇委員長（三富美代子）　賀茂委員。
〇委員（賀茂博美）　しばらくの間とは、財政状況を考慮して今回ソフト事業への対象に拡大していただいたという認識でよろしいですか。
〇委員長（三富美代子）　総務部長。
〇総務部長　企画部と一緒に協議を重ねてきまして、今の財政状況を鑑みてご理解いただいているような状況でございます。ですから、永久ということでなく財政が回復したときは何かしらお話をする必要になってくるので、ご理解をください。
〇委員長（三富美代子）　賀茂委員。
〇委員（賀茂博美）　26，27 ページのふるさと納税の寄付金の件です。今回約寄附金の半額程度が財源振替として使われておりますけれど、残った半分というのは目的があって寄附されたものというのが残るようなかたちになりますか。暫時休憩して下さい。
〇委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
〇委員長（三富美代子）　再開いたします。財政課長。
〇財政課長　説明書の２ページのところをご覧いただくと一番下の指定なしというところの部分だと思われますが、こちらにつきましてはふるさと納税の推進事業に充てさせていただくというような考え方にはなっております。こちらの方につきましては市長に一任ですとか、そういった部分の、特にその分野の指定が無かったものはこちらの方に充てさせていただいているということでございます。
〇委員長（三富美代子）　賀茂委員。
〇委員（賀茂博美）　次のページ含めてそれぞれ財源振替を８事業に充当しています。この８事業のふるさと納税分と記載してありますけれども、この金額と今回財源振替を行います 7,274 万２千円との差があるんですけど、これは。
〇委員長（三富美代子）　財政課長。
〇財政課長　元々の、12 月に専決でふるさと納税の額につきまして補正をさせ

ていただいているのですけれども、その時の補正の額が１億5,200万円という金額で予算付けをしている状況です。で、実際の寄付額が１億5,563万７千円ということで、ここで１回予算額よりも多い金額に、考え方として１回増額をします。その増額した部分を各費目に振り分けるというかたちになるので、それを１回の補正で増額と減額をしますのでちょっと予算上はずれたように見えますけれども、増額をした金額から振り分けるというふうなかたちで見ていただくと数字上は合ってきます。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　８ページの繰越明許費の関係です。御宿土地区画整理事業の助成というのは、説明書の方で関係機関との調整で不測の日数が要しと記載してありますが、この詳細については財政課の方で内容は把握されていらっしゃるということでよろしいですか。

○委員長（三富美代子）　財政課長。

○財政課長　詳細まではこちらでは把握しておりません。

○委員長（三富美代子）　財政課長。

○財政課長　暫時休憩して下さい。

○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子）　再開いたします。他に質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第21号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第22号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で財政課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

９時35分　休憩

9時37分　再開

人事課（第21号）

○委員長（三富美代子）　再開いたします。次に人事課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 21 号議案の内の関係部分、第10号議案から第12号議案、第14号議案、第15号議案、第20号議案及び第28号議案から第31号議案の審査になります。はじめに、第21号議案の内の関係部分の審査になります。人事課長の説明を求めます。人事務課長。

（税務課長説明）

○委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。賀茂委員。

~~○委員（賀茂博美）　55ページは人事課でお聞きしてよろしいですか。~~

○委員長（三富美代子）　人事課長。

○人事課長　こちらの所管はこども未来課となっております。

○委員（賀茂博美）　委員長、今の質疑取り消します。

○委員長（三富美代子）　他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第21号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。暫時休憩いたします。

人事課（第10号）

○委員長（三富美代子）　再開いたします。次に第10号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。

（人事課長説明）

○委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。内藤委員。

○委員（内藤法子）　３割というこの基準に決めた理由を教えて下さい。

○委員長（三富美代子）　市長。

○市長　３割にしたのは、私の給料より次に高いのは副市長でございまして、私は給与というのはその責任の重さを負っているという風に思っています。

このまちで一番責任の重い立場にある限り、やはりそこのところを過度に超えたり、過度に多かったりすることはあるべきでないと思っています。そこのところで３割という判断をさせていただきました。

○委員長（三富美代子）　内藤委員。

○委員（内藤法子）　理由は判りました。副市長を超えないというところで責任の重さをというところですね。市長の給与を減額というこういうかたちになっていったんですが、今後はどのように考えていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（三富美代子）　市長。

○市長　選挙時もお話をさせて頂いたんですが、財政再建を成し遂げるまで市長給与を削減するというお話をさせていただきました。一般質問でもあがっていますのでここでお答えするか・・暫時休憩願います。

○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子）　再開いたします。市長。

○市長　基準は実質単年度収支の黒字化、複年の達成ということを渡しは基準としています。それが成し遂げられたら私は自ら課した目標を達成したとして元に戻したいというふうに思っています。その時は晴れて頂きます。

○委員長（三富美代子）　内藤委員。

○委員（内藤法子）　終わります。

○委員長（三富美代子）　他にご質疑ありませんか。杉山委員。

○委員（杉山茂規）　給与の削減ということで、所謂、基本給のところでなく期末手当から３割ということなんですけれども、期末手当を減らすというようなこととした理由をお聞かせ下さい。

○委員長（三富美代子）　市長。

○市長　基本給､掛ける 12 の３割を今回､期末手当で調整をさせて頂きました。期末手当というのはやはり出来高に応じて民間だと頂くものだという風に思っています。そこのところで期末手当を貰うわけにはいかないものですから、ここのところを 82 万の 12 か月掛ける 0.3 を、ここの期末手当で調整をさせていただいたものです。

○委員長（三富美代子）　他に質疑はありませんか。賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　今回財政再建を目指してということでの削減ですので、削減した額については一般財源として取り扱うのか、市長は補正でこれから事業をやっていく話もありましたが、特定財源として使っていくのか、どういった考えでしょうか。

○委員長（三富美代子）　総務部長。

○総務部長　市長がいらっしゃいますけれど、基本的に給与は一般財源の話の

中なものですから、あくまでも減らした額というのは一般財源として残るものですから、それをどこかに特定財源として充てる話自体が、少し他にあるかもしれませんが、財政の側からすると少しその辺については難しい考えなのかと思いますけれど。答えにならない答えで申し訳ないですけれど。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　今回削減した 295 万２千円を何かの事業に充てるということは今のところは考えてはいないということでよろしいですか。

○委員長（三富美代子）　市長。

○市長　総務部長が言われたとおり 295 万円をどの事業に付けるということ。言いたいところはあるかもしれないですけれど、市長があれに、これに付けるということになると、色々な相手があったりすることがあるので語弊がでるかもしれないので色が出ないようにさせて頂きたいと思います。

○委員長（三富美代子）　他に。勝又委員。

○委員（勝又利裕）　期間を１年間とした理由を教えて下さい。

○委員長（三富美代子）　市長。

○市長　決算において黒字化に転ずる年度で切ってやっていきたいと思っているので、１年にしています。４年のうちに黒字化を達成する場合もあるかもしれません。あるようにするよう努めて１年、１年検証を行いながらやっていくために１年で区切らして頂きました。

○委員長（三富美代子）　他に。暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子）　再開いたします。他によろしいですか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第 10 号議案に関する質疑を終わります。

人事課（第 11 号）

○委員長（三富美代子）　次に、第 11 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。

（人事課長の説明）

○委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。内藤委員。

○委員（内藤法子）　建設部の裾野駅周辺整備室、今までまちづくり課、区画整理課として課として肩を並べていたものが、課内室になったということで何かパワーが小さくなるようなインパクトがあるんですけれど、そこのところはどのような考えでこうなったんでしょうか。

○委員長（三富美代子）　市長。

○市長　まちづくり課の課内室にいたしましましたのは、施政方針でも述べさせていただいたんですが、駅西の区画整理事業について手法、その他再編等を行っていこうと考えています。その中でやはり都市計画に関わるまちづくり課との連携というものが非常に強くなってきます。ですから、会議を２回やるのではなく１回で済む、まちづくり課の中に区画整理事業の室を入れることが私は作業の効率化に資するものであると思いまして今回の機構改変に至ったわけでございます。

○委員長（三富美代子）　内藤委員。

○委員（内藤法子）　課内室の方が連携がとりやすいということは、わかりました。区画整理課がある建屋はあのままでまちづくり課の課内室、機構が変わったというだけですか。

○委員長（三富美代子）　市長。

○市長　機構が変わったというだけと言われれば、そうではなくてまちづくり課長がいて、その下に周辺整備室の室長が居るというかたちになります。席等については今のとおりと、しかしながら所管をする課はまちづくり課と。

○委員長（三富美代子）　内藤委員。

○委員（内藤法子）　イメージはわかりました。今まで課長が２人いたのがあちらの課長が室長ということになって、課長は１人になるとおいうことですね。

○委員長（三富美代子）　市長。

○市長　課長が室長になるとかの個別の人事についてはまだわかりませんけれど、力のある課長にまちづくり課長をやっていただこうと思ってこの再編を組織しました。

○委員長（三富美代子）　他に質疑はありませんか。杉山委員。

○委員（杉山茂規）　今回、説明の中では多少あったかと思うんですが、特に今回この機構改革は一番に何を目指しての組織改編なのか、そこのところをお願いいたします。

○委員長（三富美代子）　市長。

○市長　これは政策実現をしていくために一番効率の良い組織改編と、私の中で構想を練らせていただいて市民の皆さんの声を一番抽出をして、それを政策を具現化できるのに最適な組織改編というふうに思っています。極力色々なことに早くスピード感を持って出来るようにしていくための組織改編をさせていただいた、これが一番の目的です。

○委員長（三富美代子）　杉山委員。

○委員（杉山茂規）　スピード感を持ってということの話は分かりました。市民の声を抽出実現ということになりますと、情報発信課ということで今回示されておりますが、そこのところが声を抽出するわけですけれども、その中で実際に・・暫時休憩願います。
○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
○委員長（三富美代子）　再開いたします。杉山委員。
○委員（杉山茂規）　市民の声を抽出実現するということで情報発信課が抽出しながら、そして戦略ということで戦略推進課が企画をされると思います。そこからの横展開、所謂、横串を刺して展開するための進め方というか考え方をお聞かせ下さい。
○委員長（三富美代子）　市長。
○市長　市長戦略部の中に専門監を置いていまして、これは戦略推進監というので一人付けようと思っています。この監につきましては、色々な横展開をしてもらう、これは部に限らず庁内横断的にどういう声が挙がって、どういうものをやっていくか。また、私が選挙時に訴えさせていただいた選挙戦略を色々な部課に振りまして進捗とかを見てもらう監にしようかと思っています。その監を横串として、この庁内に縦横無尽に歩き回っていただく、この監を付けようと思っていまして、その声をどう政策に活かしていくかというのをこの監に託してみたいと思います。今回、聞くのは情報発信、、ごめんなさい。暫時休憩して下さい。
○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
○委員長（三富美代子）　再開いたします。市長。
○市長　そのようにしていきたいと思っています。
○委員長（三富美代子）　杉山委員。
○委員（杉山茂規）　そういった立ち位置ですと、以前の市長戦略監という立ち位置の方があったと思うんですけど、そことの違いというか、どんなかたちに考えていらっしゃいますでしょうか。
○委員長（三富美代子）　市長。
○市長　市長戦略監という立場がどんなものだったか覚えていないものですから、ごめんなさい。ちょっと忘れてしまいました。
○委員長（三富美代子）　内藤委員。
○委員（内藤法子）　全体像なんですけれども、課が３つ減らして、室が 11 から４に減らしました。この狙いというものは、減らしていったのはどのような狙いでこのような構成になったのか。
○委員長（三富美代子）　市長。
○市長　どうすれば良い行政組織が出来るかと部課長と話し合いに話し合いの

結果を重ねたら、結果的にこうなったと。何かを狙ってこの数字にしたわけではありません。良いなと思ったらこの数になっていました。
○委員長（三富美代子）　内藤委員。
○委員（内藤法子）　これに付随して管理職の数というのも減るんですよね。その効果も頭にあったんでしょうか。
○委員長（三富美代子）　市長。
○市長　行政をうまく動かしていって市民に資する組織であれば管理職を増やして、それがスムーズに進むのであれば、僕は管理職を増やしても良いと思いますけど、この組織の中でこういうふうにしていきたいと、これが一番スマートで、一番政策的だと思う中でやっていったら、管理職の数がこうなっていたということだものですから、特に狙ったわけではありません。
○委員長（三富美代子）　他によろしいでしょうか。賀茂委員。
○委員（賀茂博美）　今回の組織改編の提案は全て市長の考えの基で再編されたということでよろしいですか。
○委員長（三富美代子）　市長。
○市長　私から提案をさせていただいて、色々なところで色々な方と相談をして最終決定をさせて頂きました。
○委員長（三富美代子）　賀茂委員。
○委員（賀茂博美）　今回、財政に関することが総務から市長戦略部の方に移っています。その狙いというか目的についてご説明をお願いします。
○委員長（三富美代子）　市長。
○市長　政策を興すにあたって、お金というものは付き物であります。そこのところがやはり市長戦略、戦略を立てるうえでお金が必要であるからして、市長の戦略の組織内にあることがよろしいかと思ってこれを総務から市長戦略の方に移動させてもらいました。
○委員長（三富美代子）　賀茂委員。
○委員（賀茂博美）　市長が企業誘致に関して非常に熱心にご説明しておりました。企業誘致をするに当たって規制緩和が必要になると思います。その進め方につきましてはこの市長戦略部の中で行っていくという考えですか。
○委員長（三富美代子）　市長。
○市長　まずは市長戦略部の方で練って、それからそういう規制緩和を行うまちづくりの方で手続き等を進めていくかたちになるかと思うで、極力早く市長戦略の方で片付けなきゃいけないと思っています。
○委員長（三富美代子）　賀茂委員。
○委員（賀茂博美）　市民協働の事務については企画部から今度は環境市民部

の方へ移るようなかたちになっています。市長は市民は顧客というようなテーマを掲げていらっしゃいますが、市民協働と市長の掲げた市民は顧客について、どういった取り組みをこれから市民協働はしていきたいというふうに考えているものはありますか。

○委員長（三富美代子）　市長。

○市長　私たちがある程度の方向性を示したうえで、今まで漠然とどうしたら良いかという聞く市民協働が多かったという気がするんです。しかしながら今回私が選挙を戦ってきてこういう方向性でこのまちを造って進めていきたいんだと、暫時休憩願います。

○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子）　再開いたします。市長。

○市長　顧客の皆さんと言われる市民の皆さんと相互の、私たちの方から発信させていただいて、それに対してどういうふうにしたら良いかということを返していただく。この連携を非常に強くしていく市民協働をとっていきたいと思っています。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　この市民協働を環境市民部に移した目的は何かありますか。

○委員長（三富美代子）　市長。

○市長　今回、大々的にコミュニティ課とコミュニティというものをやらしていただいたものですから、本当は市長戦略部にあっても良いと思うんですね。しかしながら、支所とかとの連携も読めるということで環境市民部に今回置かしていただいた。しかしながら、部は環境市民部であっても、そういうものの連携というのは部課を超えて出来ると思っていますので、特には、ここに、暫時休憩願います。

○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子）　再開いたします。市長。

○市長　元々の地区振興と、更に新しい市民協働と併せてやっていきたかったものですからこの部の方に置かせていただいたというのが理由です。

○委員長（三富美代子）　岡本委員。

○委員（岡本和枝）　今度支所がコミュニティ課内支所という位置づけなんですけれども、スマート自治体とか本気で目指すならば、裾野の独自性のためにはそれぞれの支所というのが今まで以上に機能を発揮しなきゃいけないのかなと思うんですが、その辺の考えていうのは、支所に対してはどのようになるのでしょうか。

○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子）　再開いたします。市長。
○市長　今まで市民課内に支所を置いていたんですけれど、そこの事務とかの関係で置いていたんですけれど、今回、遵守していこうと思うのは委員の言われるように地域との結びつきだとか支所のこれからの在り方だとか、そういうことも検討していかなけりゃいけいないもので今回このようにさせていただきました。今後支所の在り方等研究をしていきたいと考えています。
○委員長（三富美代子）　岡本委員。
○委員（岡本和枝）　ウーブン・シティ周辺整備課として今度部付だったものが課として新設されますけれど、岩波周辺ではなくてどうしてウーブン・シティなのか、そこのところはどのようにお考えなのでしょうか。
○委員長（三富美代子）　市長。
○市長　岩波駅周辺整備でも良かったんですね。ウーブン・シティ周辺整備ということで、暫時休憩願います。
○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
○委員長（三富美代子）　再開いたします。市長。
○市長　今世界的にも注目されていまして、いろいろな方々からも判っていただくためにはこの名称がよろしいかなと思って私の方で決めさせていただきました。
○委員長（三富美代子）　岡本委員。
○委員（岡本和枝）　住んでいる人のための、地域のためのまちづくりになるようにやっていただきたいと思います。それと関連して先ほど内藤委員からも出ましたけれども、裾野駅周辺整備も課でなくて室にしたという部分では、実際に関連している人数、それと予算とかを考えてもこれから手法を変えることにしても、やっぱり課としてしっかり対応していく必要があるではないかと私は思ったんですけれど、その辺のところはどうなんでしょうか。手法を変えるにも同じように時間と予算というものが、多くの人、市民の方たちが関わっているものですので課として残した方が私はよかったんではないかと思うんですけど、その辺のところはどのようにお考えなんでしょうか。
○委員長（三富美代子）　市長。
○市長　まちづくり課と区画整理課は連動するところが多い訳であります。ここを一本にすることがこれの再編、完成への一番の近道だと信じてこの再編をしていただきました。
○委員長（三富美代子）　他に質疑は。勝又委員。

○委員（勝又利裕）　コミュニティ課が出来てその下に支所が入るんですけれども、これは現在の市民課に所属している３支所と、コミュニティ課に入った支所のイメージ。イメージがちょっとわかないもので。ほぼ同じような考え方で良いんですかね。

○委員長（三富美代子）　総務部長。

○総務部長　以前、地域振興課というのがございます。その際に支所が入っていますので、市長のイメージで言いますと昔あった地域振興課の方を戻してそういう部分を纏めたというイメージだと思います。

○委員長（三富美代子）　勝又委員。

○委員（勝又利裕）　先ほど市長戦略部に専門監が戦略推進監ということで置かれるということですけれども、福祉事務所にも専門監があるんですけれど、以前の子育て専門監みたいなイメージなんでしょうか。

○委員長（三富美代子）　市長。

○市長　今回、ここに置く専門監は、幼保一元の再編を進めていくうえで要となる専門監であります。

○委員長（三富美代子）　勝又委員。

○委員（勝又利裕）　この組織改編については、提案の理由にあるとおり重要施策の推進ということで、先ほどのから質疑のある市長の考えだと思っています。その中で、答弁の中で庁内もそうなんだけれど、色々な人との答弁があったんですけど、それは庁舎内の色々な職員と、そういう意味でよろしいでしょうか。

○委員長（三富美代子）　市長。

○市長　庁舎内のことを庁舎外の人と相談することはありません。庁舎内の人です。

○委員長（三富美代子）　他によろしいですか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第 11 号議案に関する質疑を終わります。休憩いたします。

10 時 16 分　休憩

10 時 24 分　再開

人事課（第 12 号）

○委員長（三富美代子）　再開いたします。次に、第 12 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。

（人事課長の説明）
○委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。杉山委員。
○委員（杉山茂規）　今回の条例なんですけれども、一括で換えることの理由というのはあるんですか。
○委員長（三富美代子）　総務部長。
○総務部長　一般的に、三つ以上の条例になりますと、一括でやった方が議案数を含めてですけど、あとは要点は決まっているものですから同じような提案理由でやっているのが実情でございます。
○委員（杉山茂規）　はい、わかりました。暫時休憩願います。
○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
○委員長（三富美代子）　再開いたします。他によろしいですか。
（「なし」の声あり。）
○委員長（三富美代子）　質疑を終わります。以上で第 12 号議案に関する質疑を終わります。

人事課（第 14 号）
○委員長（三富美代子）　次に、第 14 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。
（人事課長の説明）
○委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。木村委員。
○委員（木村典由）　第 24 条の中に３点ほど職員に対する育児休業に関わる研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置の３点がありますけれど、１番の育児休業に対する育児休業に関わる研修の実施、職員に対する育児休業の研修なんですけれど、この研修は対象となる職員なのか、職員全体に対する研修なのかどちらでしょうか。
○委員長（三富美代子）　人事課長。
○人事課長　まず、所属長への制度周知や手続きに関して研修を行いたいというふうには考えております。
○委員長（三富美代子）　木村委員。
○委員（木村典由）　研修をやる時期は、あと誰が行うかを教えて下さい。
○委員長（三富美代子）　人事課長。
○人事課長　新年度になりましたならば、早いうちに調整いたしまして説明に

つきましては人事課職員が対応しようかと考えております。
○委員長（三富美代子）　木村委員。
○委員（木村典由）　２番の育児休業に関する相談体制なんですけど、具体的に何をするか教えて下さい。
○委員長（三富美代子）　人事課長。
○人事課長　一番最初に所属長が職員と面談すると思いますので、先ほど申し上げました所属長への研修を実施したいと思います。暫時休憩願います。
○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
○委員長（三富美代子）　再開いたします。木村委員。
○委員（木村典由）　３番のその他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置というのは具体的にどのような内容でしょうか。
○委員長（三富美代子）　人事課長。
○人事課長　現時点では具体的なものは特に想定してございませんけれど、話をする中で必要に応じて措置をすべきであろうという項目となっております。
○委員長（三富美代子）　他に質疑はありませんか。杉山委員。
○委員（杉山茂規）　この条例内で職員というようなかたちの表現がされていますけれども、職員というのは具体的にどのような職員を指しておりますでしょうか。
○委員長（三富美代子）　人事課長。
○人事課長　常勤職員と会計年度任用職員を想定しております。
○委員長（三富美代子）　杉山委員。
○委員（杉山茂規）　非常勤という職員も職員に含まれるということでよろしいでしょうか。
○委員長（三富美代子）　人事課長。
○人事課長　非常勤職員も職員に含まれます。
○委員長（三富美代子）　内藤委員。
○委員（内藤法子）　23 条のところに申し出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取り扱いを受けることがないようにしなければならないというところなんですけど、この不利益な取り扱いというのはどこか具体的な例示とかあるんでしょうか。
○委員長（三富美代子）　人事課長。
○人事課長　暫時休憩をお願いいたします。
○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
○委員長（三富美代子）　再開いたします。人事課長。
○人事課長　不利益な措置と言いますと、例えば、異動に関する事項ですとか、

申し出を拒むようなことですとか、そういうことが不利益なものにあたるんだろうというふうに思います。
〇委員長（三富美代子）　内藤委員。
〇委員（内藤法子）　漠然としていて伝わらないものがあるんですけど、現状の中でどのような不利益が生じて、そういう恐れがあるからこういう文章になったと思うんですけど、現実の中ではどのような不利益が起こる恐れがあるんでしょうか。
〇委員長（三富美代子）　人事課長。
〇人事課長　今までにおいて不利益があったということは無かったという風に思います。暫時休憩願います。
〇委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
〇委員長（三富美代子）　再開いたします。賀茂委員。
〇委員（賀茂博美）　今回の改正の理由が公務員人事管理に関する報告、それから国家公務員の育児休業等に関する法律等に関する改正についての意見の申出というものを受けての改正ということで理解をしています。暫時休憩願います。
〇委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
〇委員長（三富美代子）　再開いたします。賀茂委員。
〇委員（賀茂博美）　今回不妊治療のための新設については検討は何かされましたでしょうか。
〇委員長（三富美代子）　人事課長。
〇人事課長　出産サポート休暇に関しましては、この１月１日で施行させていただいております。条例関係ではなかったものですから対応してございます。
〇委員長（三富美代子）　賀茂委員。
〇委員（賀茂博美）　では既にその制度が新設出来ているということでよろしいですか。
〇委員長（三富美代子）　人事課長。
〇人事課長　その通りです。
〇委員長（三富美代子）　他によろしいですか。

（「なし」の声あり。）

〇委員長（三富美代子）　以上で第 14 号議案に関する質疑を終わります。

人事課（第 15 号）

〇委員長（三富美代子）　次に、第 15 号議案の審査になります。人事課長の説

明を求めます。
（人事課長の説明）
○委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。木村委員。
○委員（木村典由）　改正の内容の１の３になるんですけど、市外に転任を命ぜられた職員が駐車場を利用する場合の手当というところで、一か所当たり上限が 7,000 円とありますけれど、この 7,000 円の積算根拠は何かあるんでしょうか。お願いします。
○委員長（三富美代子）　人事課長。
○人事課長　7,000 円の根拠としましては、他市町でこのようなことをしていることがありまして、それを見ながら 7,000 円と設定させていただきました。
○委員長（三富美代子）　杉山委員。
○委員（杉山茂規）　駐車場代の 7,000 円のところなんですけれども、説明書の方では実情に合わせて手当を新設するものということであるんですけれども、場所によっての実情というふうなものなんでしょうか。それともそもそも制度が必要という意味での実情に合わせるという表現なんでしょうか。
○委員長（三富美代子）　人事課長。
○人事課長　こちらの表現としましては、市外に勤務を命ぜられた職員の実情というかたちの理解になります。暫時休憩願います。
○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
○委員長（三富美代子）　再開いたします。杉山委員。
○委員（杉山茂規）　上限が 7,000 円ということなんですけれども、実際の額についてはどのようなかたちで決定していくのかにつきましてご説明お願いいたします。
○委員長（三富美代子）　人事課長。
○人事課長　駐車場を借りるのは個々の職員が借りますので、それに対して 7,000 円を上限となっております。
○委員長（三富美代子）　杉山委員。
○委員（杉山茂規）　ということは実費で精算をするようなイメージの制度というかたちでよろしいのでしょうか。
○委員長（三富美代子）　人事課長。
○人事課長　実費精算と言いますとまるまる払うイメージがございますけれど、実費が幾らであっても 7,000 円が上限ということです。
○委員長（三富美代子）　杉山委員。

○委員（杉山茂規）　ということは1か月あたり上限が7,000円ではなく、1か月あたり7,000円という解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（三富美代子）　人事課長。

○人事課長　1か月の上限は7,000円になります。暫時休憩願います。

○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子）　再開いたします。他によろしいでしょうか。賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　まずは①のところからお聞きします。県内市町の支給状況との均衡を図ることで55,000円の設定ですけれども、見直しをする設定はどういったことで今回変更されているんでしょうか。

○委員長（三富美代子）　人事課長。

○人事課長　今回の視点としますと、一つは支給額の削減と適正化の観点で見直しを行っております。55,000円にしたのは他市との比較により55,000円に上げたということになります。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　支給額の削減と適正化ということでしたが、近隣との均衡を図るというのが適正化という理解でよろしいですか。

○委員長（三富美代子）　人事課長。

○人事課長　今回、行革の委員さんからご指摘があるのは近隣との比較見直しを行うという意見を頂いておりますので、その観点から他市町を見たということです。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　これの規則の方を確認させていただくと、定期券とかの場合は価格、乗車券の場合についても通勤の21回分の運賃ということで、こちらは実費の部分を負担するという考え方でよろしいですか。

○委員長（三富美代子）　人事課長。

○人事課長　その通りです。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　ということは通勤に係る金額は全て負担をしていく、上限5万円の中で負担を頂けるということでよろしいですか。

○委員長（三富美代子）　人事課長。

○人事課長　その通りです。暫時休憩願います。

○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子）　再開いたします。賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　②の方です。自動車等を使用する職員の通勤手当について伺います。こちらは県の支給状況の均衡を図るという、県の支給状況と合わせた理由を教えて下さい。
○委員長（三富美代子）　人事課長。
○人事課長　二つございます。１個は県内市の平均、片道25キロまですけれども、その金額が県の方が下回っている状況があったことと、加算額の中に交通用具によって変えていることがより細かいものになっているということで県の基準に見直しをしたものです。
○委員長（三富美代子）　賀茂委員。
○委員（賀茂博美）　自動車等を使用する職員の通勤手当に関する通勤手当の考え方というのはどういうふうに考えていらっしゃいますか。暫時休憩して下さい。
○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
○委員長（三富美代子）　再開いたします。人事課長。
○人事課長　交通用具につきましては、県内市独自で設けているところもございますけれど、県の基準がより適当であるという判断で上程させていただいております。
○委員長（三富美代子）　賀茂委員。
○委員（賀茂博美）　③の部分です。市外への職員の駐車場の手当の新設ですが、近隣では新幹線の特別料金等の補助をしているものが多くみられますが、敢えて駐車場の補助とした理由を教えて下さい。
○委員長（三富美代子）　人事課長。
○人事課長　新幹線通勤をするケースについては実費を出してございます。今回はあくまでも加算額として通勤手当にするということです。
○委員長（三富美代子）　賀茂委員。
○委員（賀茂博美）　この新設することになった経緯をもう少し教えて頂けますか。暫時休憩して下さい。
○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
○委員長（三富美代子）　再開いたします。人事課長。
○人事課長　職員の負担軽減ということで、昨今の状況を踏まえて上程させていただいております。
○委員長（三富美代子）　他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第15号議案に関する質疑を終わります。

人事課（第 20 号）

〇委員長（三富美代子）　次に、第 20 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。

（人事課長の説明）

〇委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

〇委員長（三富美代子）　以上で第 20 号議案に関する質疑を終わります。

人事課（第 28 号）

〇委員長（三富美代子）　次に、第 28 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。

（人事課長の説明）

〇委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

〇委員長（三富美代子）　以上で第 28 号議案に関する質疑を終わります。

人事課（第 29 号）

〇委員長（三富美代子）　次に、第 29 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。

（人事課長の説明）

〇委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

〇委員長（三富美代子）　以上で第 29 号議案に関する質疑を終わります。

人事課（第 30 号）

〇委員長（三富美代子）　次に、第 30 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。

（人事課長の説明）

〇委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。杉山委員。

○委員（杉山茂規）　国家公務員及び地方公務員で退職手当をというところなんですけれども、今回特例を廃止するということなんですけれど、どんな経緯で廃止でしょうか。
○委員長（三富美代子）　人事課長。
○人事課長　暫時休憩をお願いいたします。
○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
○委員長（三富美代子）　再開いたします。人事課長。
○人事課長　当市の財政非常事態宣言ということもございますので、100 分 30 から 100 分の 20 に戻すということでございます。
○委員長（三富美代子）　杉山委員。
○委員（杉山茂規）　ということは財政非常事態宣言があけたのちは又 30 に戻すということの意味に聞こえますけれど、いかがですか。
○委員長（三富美代子）　総務部長。
○総務部長　基本的に特別職につきましてはですね、出身によって分ける話自体が如何という部分もございまして、今回こういうふう削減とかそういう中で判断しまして、市長とも協議しまして今回のかたちにしておりますので事態宣言が明けたからといって戻すという考え方は現在のところもっていません。
○委員長（三富美代子）　岡本委員。
○委員（岡本和枝）　100 分の 30 とする特例は何時設けられたものだったんですか。
○委員長（三富美代子）　総務部長。
○総務部長　平成 26 年だったと記憶しています。
○委員長（三富美代子）　岡本委員。
○委員（岡本和枝）　８年前の時からということですか。
○委員長（三富美代子）　総務部長。
○総務部長　そうです。平成 26 年ですから、その時在任していた方から対象となったはずです。
○委員長（三富美代子）　他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第 30 号議案に関する質疑を終わります。

人事課（第 31 号）

○委員長（三富美代子）　次に、第 31 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。

（人事課長の説明）
〇委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。岡本委員。
〇委員（岡本和枝）　会計年度任用職員の報告がありましたけれど、人事院勧告の概要、ここの部分では会計年度任用職員というか非常勤職員についての言及がまったくなかったということですか。
〇委員長（三富美代子）　人事課長。
〇人事課長　人事院勧告につきましては、職員ということになりますから会計年度というものはない。暫時休憩願います。
〇委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
〇委員長（三富美代子）　再開いたします。岡本委員。
〇委員（岡本和枝）　先ほどの育児休業に関連して非常勤という言葉が使われていたと思うんですけど、国の方の中で。その場合、もしも人勧の方でそういうものが対象になるんだったら例えば非常勤に対して勧告のようなもの、そういうようなものっていうのはまったくないのでしょうか。全て職員に含まれてしまっているということですか。非常勤も。
〇委員長（三富美代子）　人事課長。
〇人事課長　非常勤に対する勧告というのは少し承知してないというか、あるということを承知していません。
〇委員長（三富美代子）　岡本委員。
〇委員（岡本和枝）　今回問題と思うのは、会計年度任用職員の方の給与の中に勤勉手当とかはないんじゃないかと思うんですけれども、給与の違い、正規の方と会計年度任用職員の方の給与の違い、その辺はどのように認識されていますか。
〇委員長（三富美代子）　人事課長。
〇人事課長　会計年度の制度の話になろうかと思いますけど、会計年度が導入されたときに国の方からある程度示されているということです。その中で定まった手当が期末手当と言っていますので、そういう取り扱いになるのかなというふうに思います。
〇委員長（三富美代子）　岡本委員。
〇委員（岡本和枝）　一律のパーセンテージで引かれてくるということを考えると、会計年度の方たちの、特に今のコロナ禍にあっての多くの方が会計年度の職員でありながらそういう職種に就いていらっしゃるということを考えると、昨年の 12 月に判断されたようにやっぱり引き下げは考えるというようなことも裾野市として考えられるのでしょうか。
〇委員長（三富美代子）　人事課長。

○人事課長　先ほど説明したとおり月数に関しては人事院勧告に基づいて行うということだろうと思います。一方、昨年の 12 月分についての調整額の考え方については年度ごとに行っているということもございますから、ここはしませんよという内容になります。

○委員長（三富美代子）　他に質疑はありますか。総務部長。

○総務部長　先ほど 30 号議案、特別職の関係で退職しないで来たかた、いつこの部分を作ったかという話出で、26 年に作ったという話です。26 年度で、改正自体は 27 年の３月に追加していますので、26 年度ということでご理解いただきたい。改正したのは 27 年３月に追加しております。

○委員長（三富美代子）　30 号の訂正ということで。委員の皆さまよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　他にご質疑はよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第 31 号議案に関する質疑を終わります。以上で人事課の質疑を終わります。休憩いたします。

11 時 14 分　休憩

11時18分　再開

行政課（第21号）

○委員長（三富美代子）　再開いたします。次に行政課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。行政課長の説明を求めます。行政課長。

（行政課長説明）

○委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。木村委員。

○委員（木村典由）　10節の燃料費なんですけれども、単価の高騰という話があったんですけれども、単価の高騰とコロナウイルス対策で窓の換気による温度が上がらないとかの関係でそういうものの燃料費が上がった場合があるのでしょうか。

○委員長（三富美代子）　行政課長。

○行政課長　庁舎の空調につきましては灯油を空調の燃料としています。当初に1リットル当たり76円で見込んでいたところ、現在108円という想定以上の単価になっていることからも費用が増加しているものであります。なお、使用料につきましても当初は5,500リットルを見込んでいたところ60,000リットルの使用が見込まれることから増加の補正が必要となっております。

○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子）　再開いたします。行政課長。

○行政課長　55,000リットルを見込んでいたところ60,000リットルという見込みになっております。その分を増額補正しております。申し訳ございません。

○委員長（三富美代子）　他に質疑はございませんか。賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　広島派遣を中止にしてその一部を今回削減なんですけれども何か広島派遣以外に平和教育以外にして取り組んだものはあったんでしょうか。

○委員長（三富美代子）　行政課長。

○行政課長　代替措置としまして国立長崎原爆死没者平和記念館が実施しているオンライン被ばく体験講話、ピースネットを活用しまして教育事業を行いました。希望する学校2校につきましてこれを行いまして合計238名が受講しております。これに関する資料といたしまして平和記念館が発行いたします小冊子を購入しています。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　コロナ禍で対応された結果だと思いますが、広島派遣に関しましては10名だったところが多くの生徒さんが参加いただいたという

ことで、この事業の進め方がこの年度内で検討されましたでしょうか。

○委員長（三富美代子）　行政課長。

○行政課長　この手法につきましては有効と考えまして引き続きこの形で実施していく考えでございます。より良い方向につきまして今後も研究してまいりたいと考えております。

○委員長（三富美代子）　他にご質疑はよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で行政課の質疑を終わります。休憩いたします。

11時25分　休憩

11時28分　再開

税務課（第21号）

○委員長（三富美代子）　再開いたします。次に税務課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。税務課長の説明を求めます。税務課長。

（税務課長説明）

○委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で税務課の質疑を終わります。以上で総務部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11時31分　休憩

11時33分　再開

企画部

○委員長（三富美代子）　再開いたします。ただいまから、企画部関係の審査に入ります。発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。企画部長の総括説明を求めます。企画部長。

（企画部長、総括説明）

○委員長（三富美代子）　総括説明は終わりました。

戦略広報課（第21号）

○委員長（三富美代子）　はじめに戦略広報課の審査を行います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。戦略広報課長の説明を求めます。戦略広報課長。

（戦略広報課長説明）

○委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で戦略広報課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11時41分　休憩

11時42分　再開

みらい政策課（第21号）

○委員長（三富美代子）　再開いたします。次にみらい政策課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。みらい政策課長の説明を求めます。みらい政策課長。

（みらい政策課長説明）

○委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。杉山委員。

○委員（杉山茂規）　補正予算書19ページ、新型コロナウイルスの交付金の関係です。説明の中では新たな選定の説明があったかと思います。新たな選定の中でどのようなかたちでそういったものが候補に挙がって決定されていったのか、プロセスというか、その辺をお願いします。

○委員長（三富美代子）　みらい政策課長。

○みらい政策課長　どのようなかたちのプロセスで事業を決定したかということでありますが、前回、議員協議会の時にお配りした資料の中でステージを３段階に分けて市の方では考えていると、感染拡大防止、雇用維持、事業継続、最後に経済回復と、３段階に大きく分けて今どこの事業を充てるのが一番効果的であるかと。当然偏ったものではなく色々なところに散らばっていますが、感染拡大防止に関わる部分が多くなっている。ちょうどオミクロンが流行っているということで、そのような事実がございます。

○委員長（三富美代子）　杉山委員。

○委員（杉山茂規）　具体的な事業、考え方からいうとそうなるんですけど。各事業ごとにはどのくらいの規模の事業になるか予算的なものもありますし、その辺のところの割り振りにつきましてはどのような考え方で行っているのかお願いします。

○委員長（三富美代子）　みらい政策課長。

○みらい政策課長　事業の選定に当たりましては、各課からこういった事業を行いたいという要望を一度みらい政策課の方で集めさせていただいております。金額的な割り振りでございますとみらい政策課だけではいかないものですから、財政課等々と協議を続けながら最終的には部長、それから特別職の判断を仰ぐと、こういった流れになります。

○委員長（三富美代子）　企画部長。

○企画部長　補足で。考え方としては先ほどは話をしたとおり集めてくるのは事業が集めてきます。最終的には特別職の話もございましたけれど、コロ

ナの対策本部というのがございまして、そこで今どこにやるべきかということの判断がございます。そういったところの中で最終判断をしていきます。

○委員長（三富美代子）　他に質疑はありませんか。勝又委員。

○委員（勝又利裕）　地域活性化企業人の関係。人が来るなりするのでしょうけど、その下にだれか付くようなイメージがあるのでしょうか。単独で動くのでしょうか。わかる範囲で結構です。

○委員長（三富美代子）　みらい政策課長。

○みらい政策課長　まさに今最終の詰めの段階だと申しましたが、そういったところも詰めておるところでございます。ただし、基本は来られた方にある程度自由に動いていただこうかと、このような考えでおります。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　今の関連して質疑します。資料の中に特別交付税措置ということで今回の債務負担行為 560 万円。これは人件費という扱いでよろしいですか。

○委員長（三富美代子）　みらい政策課長。

○みらい政策課長　はい、その通りでございます。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　例としてカーボンニュートラルの取り組みの記載がありますけれど、人材の活用としては今のところカーボンニュートラルへの取り組みを考えていらっしゃるということですか。それとも人材が来てから再考されるのか。

○委員長（三富美代子）　みらい政策課長。

○みらい政策課長　今、最終の詰めの段階であるということを繰り返し申しておりますが、その中で、そうはいっても先方さんも何を求めているのというところはやはり来ております。その中で一番最初に挙げたのがカーボンニュートラル宣言をして、可能であれば民間のノウハウ、知見を活かしながらこれを進めたい考えがあるよということをお伝えして、向こうも了承していただいております。しかしながら、それ以外についても色んな見識等はお持ちであると思いますのでそれに限ったものではないよと、いう考えをしていただければと思います。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　繰越明許の件です。先ほど御宿の工事の件の説明を頂きました。当初見込んでいた工事設計を実情が合わずに不具合があったということでよろしいのですか。

○委員長（三富美代子）　みらい政策課長。

○みらい政策課長　設計通りには行っていただいております。しかしながら、思った以上に水が抜けてなかったという現実を踏まえまして改善の協議をしたと。このようなかたちになります。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　改善の協議というのは市の方からこの状況ではということで協議をされたということでよろしいですか。

○委員長（三富美代子）　みらい政策課長。

○みらい政策課長　はい、その通りでございます。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　すべてが完了した段階でこの補助金、負担金を支払うということでよろしいですね。

○委員長（三富美代子）　みらい政策課長。

○みらい政策課長　はい、その通りでございます。

○委員長（三富美代子）　他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上でみらい政策課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

12時03分　休憩

13時11分　再開

発言の訂正

○委員長（三富美代子）　再開いたします。午前中に行われました財政課の質疑の中で木村委員の質疑に関しての申し出がありましたので、発言を許します。木村委員。

○委員（木村典由）　午前中の私の質疑の中でゴルフ場利用税交付金について、現在裾野市には３つのゴルフ場があると認識しておりますがという発言をしましたが、正確には裾野市には４つのゴルフ場があることでしたので、訂正させていただきたいと思います。

○委員長（三富美代子）　この件はご了承願います。

行政改革課（第21号）

○委員長（三富美代子）　それでは、次に行政改革課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。行政改革課長の説明を求めます。行政改革課長

（行政改革課長説明）

○委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。杉山委員。

○委員（杉山茂規）　34ページ、35ページのところです。公共施設の総合管理計画の内製化ということで、わかったんですけれども、精緻なものを作っても計画通りできないということで、今後につきましてはまた新たにそういったものを新しく作る計画というものの予定はあるという前提でよろしいのでしょうか。

○委員長（三富美代子）　行政改革課長。

○行政改革課長　今回、核となるマネジメントの方針をここで策定いたしますので、３月に策定いたしますので、５年の時点で個別累計施設計画がどの程度出来ているかの状況によって考えなければならないというふうに考えております。

○委員長（三富美代子）　杉山委員。

○委員（杉山茂規）　５年後の時点で考えることなんですけれど、個別累計計画がどのぐらい出来るかというのは、悪い言い方ですと行き当たりばったりということになるのでしょうか。

○委員長（三富美代子）　行政改革課長。

○行政改革課長　今回重点計画というふうに捉えております学校施設、幼児施設、焼却施設につきましては、この５年内に計画の方は出来上がると捉え

ております。幼児施設につきましては再編計画と合わせてこの３月の改定が行われるという風に聞いております。焼却施設につきましてもここで既存の施設の改修、それから広域に向けた建て替え等の計画を近年中に作る必要があるというふうに捉えております。

○委員長（三富美代子）　杉山委員。

○委員（杉山茂規）　34、35 のところになります。ネットワークの機械の関係で更新が出来ないよということなんですけど、その予定は発注を出来ないのか、それともそもそも相談が出来ないので今回は減額という考え方なのか、どちらになるのでしょうか。

○委員長（三富美代子）　行政改革課長。

○行政改革課長　導入に当たりまして、昨年の夏ごろの打ち合わせ時点では年度内が可能だという風に聞いておりました。ところが、実際に導入を図ろうとした秋口以降、遅延が発生しそうだという風に聞きまして実際 12 月に確認したところ無理だということになりまして今回一旦減額させていただくという手続きを取らして頂きたいと思います。

○委員長（三富美代子）　杉山委員。

○委員（杉山茂規）　納入が不明なので繰り越しみたいなかたちもあるんですけど、今回減額というのは、判断はどうだったのでしょうか。

○委員長（三富美代子）　行政改革課長。

○行政改革課長　予算上、債務負担行為等を興すわけではございませんので、契約自体がまだ発生しておりませんから一旦ここで減額させて頂いて新たに令和４年度の予算計上をという考えでございます。

○委員長（三富美代子）　他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第 21 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で行政改革課の質疑を終わります。以上で、企画部の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

13 時 18 分　休憩

13時19分　再開

議会事務局（第21号）

○委員長（三富美代子）　再開いたします。只今から議会事務局の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。議会事務局長の説明を求めます。議会事務局長。

（議会事務局長説明）

○委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第21号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（村田 悠）　以上で第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で議会事務局の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

13時21分　休憩

13時22分　再開

環境市民部

○委員長（三富美代子）　再開いたします。ただいまから、環境市民部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。環境市民部長の総括説明を求めます。環境市民部長。

（環境市民部長、総括説明）

○委員長（三富美代子）　総括説明は終わりました。

市民課（第21号）

○委員長（三富美代子）　はじめに市民課の審査を行います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。市民課長の説明を求めます。市民課長。

（市民課長説明）

○委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。杉山委員。

○委員（杉山茂規）　歳入のところ19ページです。個人番号カードの交付事業費の減ということなんですけれども、これは取扱い件数が結局減ってしまっていることにより交付される額が減るということなんでしょうか。

○委員長（三富美代子）　市民課長。

○市民課長　当初、国の方で100%とは言いませんが、一定の設定目標に対しましてこれだけの金額自体を機構の方に払うよ。という予算があったのですが、そこにまで達しない中で終わったというところで、その差額の部分についての取扱い費自体の交付金が減るということになります。

○委員長（三富美代子）　杉山委員。

○委員（杉山茂規）　ということは、想定では目標に対して人員の配置ですとかそういったものをされているけれども、その見込みに行かなかったということによって過大に準備している分について足が出るというか、そういうことになっているのではないのかなと心配するのですが、そういったことはないのでしょうか。

○委員長（三富美代子）　市民課長。

○市民課長　国の目標値が元々高いもので令和4年度までに100%を目指せというものを単純に割り返していますので、そこにまでは達しておりませんが、現在申請ベースになりますと51.8%まで伸びておりますので、他市町に比べてかなりの進捗しているという裾野市の実績になっております。

○委員（杉山茂規）　暫時休憩願います。

○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子）　再開いたします。市民課長。

○市民課長　必要経費につきましては、事業費とは別に事務費の補助金がありまして人員を増やしたもの、実際にかかったものというのは全て一定の規定の上限が 6,000 万円、7,000 万円あるのですが、それの範囲内で全てみてもらえることで足が出る部分はありません。

○委員長（三富美代子）　他によろしいでしょうか。賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　マイナポイントの窓口について、説明の中で情報がないという風におっしゃった。そこを確認させて下さい。

○委員長（三富美代子）　市民課長。

○市民課長　２月１日からマイナポイントの支援というかたちで紐づけ支援を始めたのですが、ごく直近になりまして国の方からマイナポイントの第２弾は少し変わる可能性があるのですが、ポイントの申請附与時期自体は 5,000 ポイントの方については令和５年の２月ぐらいまで、健康保険証と公金受け入れは同じく６月ころということであすので、まだはっきりとしませんが令和５年２月末までに一通り終わらせようという国の方向性自体が直前で来たものではありますが、これがちょっと変わる可能性はまたあります。過程の通知ではないもので、先ほどはっきりしないという話をさせてもらいました。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　国の動向によって市民の方の動きも変わってくると思います。年度内にその状況が急遽前倒しでやってくるような、今の窓口設置をしていただいた状況で足りるのかなというのが心配だったのですが、年度内はそれほど混乱なく過ごせそうだということでよろしいですか。

○委員長（三富美代子）　市民課長。

○市民課長　そのとおりです。

○委員長（三富美代子）　岡本委員。

○委員（岡本和枝）　引っ越しワンストップシステムというものはどのようなものですか。

○委員長（三富美代子）　市民課長。

○市民課長　転出、転入手続きのときのワンストップということを引っ越しワンストップと言うんですが、概要としまして、マイナンバーカードをお持ちの方自体が転出先でマイナポータルを通して転出手続きをします。その結果、行先である転入市町村の方に転出地からの情報が先に渡って、引っ越してこられた方がそのデータを市町村が先に持っているもので、スムースに住民異動であったり、そのあと続くであろう児童手当の方への申請というのを事前準備が出来る状態に持って行ってスムースの転入出が出来るようにという

のがこのワンストップの考え方です。

○委員長（三富美代子）　岡本委員。

○委員（岡本和枝）　新しいところの市役所に足を運ばなくても全て手続きが完了するとか、そういうものでもない。ということですか。

○委員長（三富美代子）　市民課長。

○市民課長　転入先には必ず出向いてもらいますが、転出先にはいかなくても出来てしまうという内容ですので、市町村に出向くのが1回減るというふうに思っていただければと思います。

○委員長（三富美代子）　岡本委員。

○委員（岡本和枝）　転出先のところには転出すれば、その他諸々の手続きとかも一切そこで完了するということですか。

○委員長（三富美代子）　市民課長。

○市民課長　今は概要表自体を見ていますが、いまおっしゃったとおりになるかと思います。ただ、かなり細かいケースを持っている方については、転出先の方に出向くほうが良いケースもあるかとは思いますが、マイナンバーカードの電子申請に基づいて転出届を申請することによって大方の部分は問題なく転入先の方に異動出来ます。

○委員長（三富美代子）　他に質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第21号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で市民課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

13時39分　休憩

13時40分　再開

生活環境課（第21号）

○委員長（三富美代子）　再開いたします。次に生活環境課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 21 号議案の内の関係部分及び第24号議案の審査になります。はじめに第21号議案の内の関係部分の審査になります。生活環境課長の説明を求めます。生活環境課長。

（生活環境課長説明）

○委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。木村委員。

○委員（木村典由）　45ページ12節の委託費の一般産廃物処理基本計画は531万5千円ぐらい減っているのですが、入札ということでしたが、かなり 500万ぐらい下がっているのですが、どういう経緯だったか教えていただけますか。

○委員長（三富美代子）　生活環境課長。

○生活環境課長　普通の入札を行ったのですけれども、それによって落ちたことになります。

○委員長（三富美代子）　他に質疑はありませんか。賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　43 ページの公害測定調査委託、こちらも入札差金ということでしたが、これも半分ぐらいということで、調査項目とかに変更があったとか、仕様に対しての変更があっての入札だったのでしょうか。

○委員長（三富美代子）　生活環境課長。

○生活環境課長　これも純粋に入札で落ちていているものでして、内容を変えているものではありません。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　予算計上の時には多分実績か何かに基づいて計上されたと思うのですが、差額が大きい理由というのは判らないということですかね。業者の方の入札がこうなったことであったということですね。

○委員長（三富美代子）　生活環境課長。

○生活環境課長　設計は見積もりを取りながら行うものです。今回入札したときに業者を増やしたりとかしている結果がこのようになっています。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　業者の数が増えたということで価格も下がったことで理解してよろしいですね。

○委員長（三富美代子）　生活環境課長。

○生活環境課長　そのとおりです。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。
○委員（賀茂博美）　墓地事業への繰り出し金の減ですけれども、永代使用料の増ということで、何件の永代使用料の増があったのでしょうか。
○委員長（三富美代子）　生活環境課長。
○生活環境課長　全部で８区画です。７区画が市内、１区画が市外になります。
○委員長（三富美代子）　賀茂委員。
○委員（賀茂博美）　現在の墓地の販売可能な区画数というのは今どれくらい残っているのですか。
○委員長（三富美代子）　生活環境課長。
○生活環境課長　今はございません。
○委員長（三富美代子）　岡本委員。
○委員（岡本和枝）　永代使用料の増加の理由は、売り出すものは無い状態で発生した、
○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
○委員長（三富美代子）　再開いたします。岡本委員。
○委員（岡本和枝）　火葬施設のところで、全て起債がダメで、一部が一般財源ということでしたけれど、これはどのようなものだったのでしょうか。
○委員長（三富美代子）　生活環境課長。
○生活環境課長　20 万円以上のものが備品対象ということでして、それ以外のものが備品対象外になってこのようになりました。
○委員長（三富美代子）　岡本委員。
○委員（岡本和枝）　1,440 万円が備品の 20 万円の想定の件数が含まれているのですか。１件とかではなくて。
○生活環境課長　暫時休憩願います。
○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
○委員長（三富美代子）　再開いたします。生活環境課長。
○生活環境課長　20 万円以上の備品というのが何項目かあるのですけれども、それ以外のものが起債対象外になったということで、はずすことになっています。
○委員長（三富美代子）　岡本委員。
○委員（岡本和枝）　そのことは最初に起債を計画したときには判らなかったことなのですか。
○委員長（三富美代子）　生活環境課長。
○生活環境課長　財政課とのやり取りの中でうまく連携が取れてなかったというのが原因でした。
○委員長（三富美代子）　他に質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第21号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。次に第24号議案の審査になります。生活環境課長の説明を求めます。生活環境課長。

生活環境課（第24号）

（生活環境課長説明）

○委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　８区画ということでしたけれども、改めて、今は区画が無い状態でよろしいでしょうか。販売できる区画は無いですね。

○委員長（三富美代子）　生活環境課長。

○生活環境課長　そのとおりです。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　墓地をお待ちになっている方はいらっしゃいますか。

○委員長（三富美代子）　生活環境課長。

○生活環境課長　キャンセル待ちのかたちでは残ってはいらっしゃいます。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　今回売れたところに関しては、返還があったものを販売したということでよろしいですか。

○委員長（三富美代子）　生活環境課長。

○生活環境課長　その通りです。

○委員長（三富美代子）　賀茂委員。

○委員（賀茂博美）　返還された方の理由なんかはお聞きになっているんですか。

○委員長（三富美代子）　生活環境課長。

○生活環境課長　特に聞いては無いのですけど、大抵の場合は、暫時休憩願います。

○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子）　再開いたします。生活環境課長。

○生活環境課長　皆さん個人の理由により必要でなくなったということでの変

換になっています。
○委員長（三富美代子）　賀茂委員。
○委員（賀茂博美）　暫時休憩して下さい。
○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
○委員長（三富美代子）　再開いたします。他に質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第24号議案に関する質疑を終わります。これより第24号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第24号議案に関する意見を終わります。以上で生活環境課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

13時54分　休憩

13時55分　再開

危機管理課（第21号）

○委員長（三富美代子）　再開いたします。次に危機管理課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。危機管理課長の説明を求めます。危機管理課長。

（危機管理課長説明）

○委員長（三富美代子）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。木村委員。

○委員（木村典由）　31ページの繰入金の中の消防団員の退職報償金の費用についてなんですけれど、費用が確定したということで217万円下がったということですけど、想定的には何人ぐらいの退職をするという想定で組んでいたものでしょうか。

○危機管理課長　暫時休憩願います。

○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子）　再開いたします。危機管理課長。

○危機管理課長　今、手元に資料がありませんけれども、階級によって報償金というものは大きく変わりますので、ここの毎年の金額は補正等も２、３年前はありましたけれど、ちょっとその数字というものは持っていません。

○委員長（三富美代子）　他に質疑はありませんか。内藤委員。

○委員（内藤法子）　実際には何人が退職されたんでしょうか。

○委員長（三富美代子）　危機管理課長。

○危機管理課長　20名の方が退職されています。

○委員長（三富美代子）　内藤委員。

○委員（内藤法子）　定数はどれくらいの状況なんでしょうか。

○委員長（三富美代子）　危機管理課長。

○危機管理課長　現在の団員数は192名です。

○委員長（三富美代子）　内藤委員。

○委員（内藤法子）　定数にあとどれくらい届かないとかありますか。

○委員長（三富美代子）　危機管理課長。

○危機管理課長　定数は240名ですので、48名ですか。

○委員長（三富美代子）　内藤委員。

○委員（内藤法子）　39ページなんですけれども、検査キットを60万円で需用費で購入しています。目的とか、配分とか、

（「一問一答で」という声あり。）

○委員（内藤法子）　使用方法、目的をお願いします。
○委員長（三富美代子）　危機管理課長。
○危機管理課長　緊急時の指定避難所、こちらで使用するようなかたちで考えております。ですからそこに配備する職員分と非難した方の状況にもよるんですけど、そういうようなかたちで数については考えております。
○委員長（三富美代子）　内藤委員。
○委員（内藤法子）　何人分を。
○委員長（三富美代子）　危機管理課長。
○危機管理課長　今回購入する分は 300 人分、300 個です。
○委員長（三富美代子）　内藤委員。
○委員（内藤法子）　今回購入する分とおっしゃった。トータルではいくつになったんですか。
○委員長（三富美代子）　危機管理課長。
○危機管理課長　今トータルで、暫時休憩を。
○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
○委員長（三富美代子）　再開いたします。危機管理課長。
○危機管理課長　390 です。
○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。
○委員長（三富美代子）　再開いたします。内藤委員。
○委員（内藤法子）　合計で 390 になったということで、これでもう充足しているのでしょうか。
○委員長（三富美代子）　危機管理課長。
○危機管理課長　感染状況においては必ずしもというところはありますけれども、今のところ指定避難所の数と使用人数を考えておりますので、状況によっては変わってくるのかなということで、今、私たちの想定している中ではこういうかたちで計画をしているところであります。
○委員長（三富美代子）　杉山委員。
○委員（杉山茂規）　39 ページ。自主防災の対策事業の補助金なんですけど、170 万円の減額ということで、どれくらいの自治会で見送りがあったのか、お願いします。
○委員長（三富美代子）　危機管理課長。
○危機管理課長　86 の自主防災会のうち、実際に実施した地区は 40 地区になります。
○委員長（三富美代子）　杉山委員。
○委員（杉山茂規）　半分近くが出来ていないということで、結構そういった意味では防災力の維持向上のところで大きな影響を受けていると思うんで

すけれど、課としてどうしていこうという考えはありますか。

○委員長（三富美代子）　危機管理課長。

○危機管理課長　こういう中で実際訓練をしたところにつきましては、大規模な訓練は出来なかったのですけれども、役員の方でどんな形でやったら良いか、訓練を実施している、あと家庭内での訓練の充実とか、あと、防災アプリの登録の推奨してくれているとか、本来の訓練のかたち、自主防災会の計画する形は出来なかったんですけれども、そういうようなかたちで、こちらからの情報発信する中で、そんなものも取り入れていただきながら、今後、実行的になるような訓練を、こちらの方から情報の発信をしていると。更に言えば、地区防災計画を本年度、自主防災会の方に作っていただきたいということで呼びかけをしております。その地区防災計画､､､

○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子）　再開いたします。杉山委員。

○委員（杉山茂規）　概ねわかりました。

○委員長（三富美代子）　岡本委員。

○委員（岡本和枝）　検査キットの購入で、有効期限は問題ない品物になっているんでしょうか。

○委員長（三富美代子）　危機管理課長。

○危機管理課長　消費期限がありまして、今購入しているものは９か月の消費期限のかたちのものであります。

○委員長（三富美代子）　岡本委員。

○委員（岡本和枝）　９か月で、それ以降はまた同じ対応をするような考え方ですか。９か月先どうなるかはわからないんですけど。

○委員長（三富美代子）　暫時休憩いたします。

○委員長（三富美代子）　再開いたします。危機管理課長。

○危機管理課長　消費期限を踏まえまして今回追加購入というかたちになっています。今後は感染の状況も判らないですし基本的にはそういうような対策はしていくというふうに考えています。

○委員長（三富美代子）　岡本委員。

○委員（岡本和枝）　37 ページ。交通安全対策費の中で、寄附金をいただいて注意喚起の看板設置をされるということですけれども、ここに注意看板を立てるというような寄附だったんでしょうか。

○委員長（三富美代子）　危機管理課長。

○危機管理課長　寄附をしていただいた方から指定等はございません。

○委員長（三富美代子）　岡本委員。

○委員（岡本和枝）　どのようなかたちで注意喚起の看板を場所とか個数を考

えたんでしょうか。

○委員長（三富美代子）　危機管理課長。

○危機管理課長　御宿地先で事故があったものですから、交通診断等を実施した結果、課としては注意喚起の看板が必要じゃないかという判断で、そちらの設置を考えているということでございます。

○委員長（三富美代子）　岡本委員。

○委員（岡本和枝）　そこの1か所を考えているということですね。わかりました。

○委員長（三富美代子）　他に質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案に関する関係部分の質疑を終わります。これより第21号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で危機管理課の質疑を終わります。以上で環境市民部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

14時12分　休憩

14時13分　再開

〇委員長（三富美代子）　再開いたします。以上で、予算決算委員会総務分科会に割り振られました議案及び総務委員会に付託されました議案の本日の質疑を終了いたします。暫時休憩いたします。

14時13分　休憩

（自由討議は行わないことに決定）

14時14分　再開

〇委員長（三富美代子）　再開いたします。休憩します。

14時14分　休憩

14時18分　再開

討論・採決（第10号～第12号, 第14号, 第15号, 第20号,　第28号～第31号）

○委員長（三富美代子）　再開いたします。只今から本委員会に付託されました第10号議案　裾野市特別職の職員の給与の特例に関する条例を制定することについて　の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。只今から、採決いたします。本委員会に付託されました、第10号議案　裾野市特別職の職員の給与の特例に関する条例を制定することについて　を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に、本委員会に付託されました、第11号議案　裾野市部設置条例の一部を改正することについて　の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。只今から、採決いたします。本委員会に付託されました、第11号議案　裾野市部設置条例の一部を改正することについて　を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に、本委員会に付託されました、第12号議案　行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて　の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。只今から、採決いたします。本委員会に付託されました、第12号議案　行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて　を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に、本委員会に付託されました、第14号議案　裾野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて　の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。只今から、採決いたします。本委員会に付託されました、第 14 号議案　裾野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて　を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に、本委員会に付託されました、第 15 号議案　裾野市職員の給与に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。只今から、採決いたします。本委員会に付託されました、第 15 号議案　裾野市職員の給与に関する条例の一部を改正することについて　を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に、本委員会に付託されました、第 20 号議案　静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について　の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。只今から、採決いたします。本委員会に付託されました、第 20 号議案　静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について　を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に、本委員会に付託されました、第 28 号議案　裾野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて　の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。只今から、採決いたします。本委員会に付託されました、第 28 号議案　裾野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて　を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に、本委員会に付託されました、第29 号議案　裾野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて　の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。只今から、採決いたします。本委員会に付託されました、第 29 号議案　裾野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて　を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に、本委員会に付託されました、第30 号議案　裾野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて　の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。只今から、採決いたします。本委員会に付託されました、第 30 号議案　裾野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて　を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に、本委員会に付託されました、第31 号議案　裾野市職員の給与に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。岡本議員。

○委員（岡本和枝）　コロナ禍にあって、また、同一労働、同一賃金を目指さなければならない会計年度任用職員の立場というのが相変わらず不安定なものである。そういう中で引き下げるべきではないと思いますので 31 号議案に反対をいたします。

○委員長（三富美代子）　他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（三富美代子）　以上で討論を終わります。只今から、起立により採決いたします。本委員会に付託されました、第 31 号議案　裾野市職員の給与に関する条例の一部を改正することについて　を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立。）

○委員長（三富美代子）　起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり

可決することに決定いたしました。以上で本委員会に付託された、本日の議案の審査は全て終了いたしました。

予算関係の議案につきましては、来る３月４日の予算決算委員会で、分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては、来る３月８日の本会議で、委員長報告をいたします。

審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げまして、本日の予算決算委員会総務分科会及び総務委員会を閉会します。

14時29分　閉会

裾野市議会　予算決算委員会 厚生文教分科会・厚生文教委員会

令和４年２月 24 日（木）
９時 00 分　開会

○委員長（浅田基行）　ただいまから、予算決算委員会 厚生文教分科会及び厚生文教委員会 を、併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第 21 号議案 令和３年度裾野市一般会計補正予算（第 16 回）の内の関係部分、第 22 号議案 令和３年度裾野市国民健康保険特別会計補正予算（第３回)、第 23 号議案 令和３年度裾野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２回)、及び、本委員会に付託されました、第 13 号議案　裾野市避難行動要支援者名簿に関する条例を制定することについて、第 16 号議案　裾野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、第 17 号議案 裾野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについての審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論・採決を、関係各部・課全て一括して行います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（浅田基行）　ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答方式で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。意見につきましても、要点を明確に、簡潔にお願いいたします。また、発言の際には録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

教育部

〇委員長（浅田基行）　はじめに、教育部関係の審査に入ります。教育部長の総括説明を求めます。教育部長。

（教育部長、総括説明）

〇委員長（浅田基行）　総括説明は終わりました。

鈴木図書館（第 21 号）

〇委員長（浅田基行）　はじめに、鈴木図書館の審査を行います。第 21 号議案の審査になります。鈴木図書館長の説明を求めます。鈴木図書館長。

（鈴木図書館長、説明）

〇委員長（浅田基行）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。井出委員。

〇委員（井出悟）　56 ページ、歳入の方で寄附の内訳が書いてございますけれど、この寄附金を用いてこの駐車場の LED 照明を修繕しようとする、この辺の経緯だとか寄附者との話し合いの状況とかその辺を教えて下さい。

〇委員長（浅田基行）　鈴木図書館長。

〇鈴木図書館長　寄附者との調整につきましては財政課の方でしてもらいました。で、こちらの方に逐一相談をしていただきながら調整をして頂きました。その中で寄附者の方、なるべく環境を改善するようなところに使って頂きたいということだったものですから、調整しました結果、図書館」の LED 化に使わせて頂くことになりました。もう一点ですね。どういう経緯でここを工事するかというところでございますが、図書館は既に１階全てと２階の一部についてはLED 化をしておりますが、残りのところでなるべく省エネ効果を得るために、出来るだけ使用時間の長い箇所から選定させて頂きました。

〇委員長（浅田基行）　井出委員。

〇委員（井出悟）　環境の改善ということなんですけれども、環境の改善とはどういう意味ですか。暫時休憩願います。

〇委員長（浅田基行）　暫時休憩します。

〇委員長（浅田基行）　再開いたします。鈴木図書館長。

〇鈴木図書館長　寄附申込書の中での寄附金の使い道につきましては、矢崎部品株式会社裾野製作所従業員一同様の方は市内の環境活動一般、Ｙ－CITY アルミ缶回収委員会様の方は鈴木図書館 LED 化ということで頂いております。

〇委員長（浅田基行）　井出委員。

〇委員（井出悟）　この事業に対する繰越明許の説明の中で、一般寄附関連支出のため年度内完了が見込めないということだったのですけれども、これの詳細を教えて下さい。

○委員長（浅田基行）　鈴木図書館長。
○鈴木図書館長　寄附を頂いたのが 12 月、ここでもって補正させて頂きますので、今年度の今から事業実施しても間に合わないということでございます。
○委員長（浅田基行）　井出委員。
○委員（井出悟）　この照明工事は一連で１階から２階の一部で今回地下ということでやっていますけれど、これの事業の位置づけは施設管理者として長期的にやらなければいけないものなのか、それとも寄附が来たたびにやるという類のものなのか。どういうような位置づけになっているかを教えて下さい。暫時休憩を。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩します。
○委員長（浅田基行）　再開いたします。鈴木図書館長。
○鈴木図書館長　計画の中には入れてございます。
○委員長（浅田基行）　井出委員。
○委員（井出悟）　計画の中にうたってあるということは、今回の寄附を申し入れて入れた事業は、計画を前倒しするために行った、この財源の手当てということでよろしかったですか。
○委員長（浅田基行）　鈴木図書館長。
○鈴木図書館長　はい、おっしゃる通りです。
○委員長（浅田基行）　井出委員。
○委員（井出悟）　ということは、来年度実施しようとしていた、令和４年度か。実施していた事業がこの中に前倒しした、入ってきているような考え方になっているということでよろしかったですか。暫時休憩、お願いします。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩します。
○委員長（浅田基行）　再開いたします。鈴木図書館長。
○鈴木図書館長　計画の方は今回の寄附で期間の方は修正しております。休憩お願いします。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩します。
○委員長（浅田基行）　再開いたします。土屋委員。
○委員（土屋秀明）　57 ページの、それから事業概要のところの表現がちょっと違うんですけど、今の質疑のやり取りを聞いているとホール棟のＬＥＤ化に、これは計画の事業の呼称ということですか。その中の一部として地下駐車場という、そういうことですか。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩します。
○委員長（浅田基行）　再開いたします。鈴木図書館長。
○鈴木図書館長　今回実施を予定している箇所は、地下駐車場、地下通路、２階の事務室、３階のホール、それから３階の事務室、３階の実習室でござい

ます。こちらのホールについては３階のホールを拾い出しております。
○委員長（浅田基行）　土屋委員。
○委員（土屋秀明）　今の話を聞くと地下駐車場もあるし、３階までの話ですから逆に言うと説明とか、繰越明許の事業名というのは何か全体からするとちょっとピントがずれているかなと。これは別に良いです。先ほど来から、計画そのものは計画はあるけれど、具体に何年度までに完了させようという明確なものは無いということですね。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩します。
○委員長（浅田基行）　再開いたします。鈴木図書館長。
○鈴木図書館長　何年度までという計画はしております。休憩をお願いします。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩します。
○委員長（浅田基行）　再開いたします。土屋委員。
○委員（土屋秀明）　具体な答弁は良いんですけれど、委員とのやり取りを聞いている中で、一般財源でなくて補助金だとか寄附金が来たときに事業化のような考え方ですけれども、それをすると必ずしも計画そのものを最後までやる必要があるのかなと思いますけれど、計画からすると一般財源をつぎ込んでまで５年間で終わりにするんだということが本来の計画ではないんですか。
○委員長（浅田基行）　鈴木図書館長。
○鈴木図書館長　改修することによって、どれくらいの省エネ効果が得られるかというところも見据えながら市費を突っ込むべきかというところを検討しているところでございます。休憩をお願いします。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩します。
○委員長（浅田基行）　再開いたします。小林委員。
○委員（小林俊）　2,000キロワットとは何。2,000キロワットアワー。
○委員長（浅田基行）　鈴木図書館長。
○鈴木図書館長　2,000キロワットアワーで。
○委員長（浅田基行）　小林委員。
○委員（小林俊）　年間でそういうことですか。
○委員長（浅田基行）　鈴木図書館長。
○鈴木図書館長　おっしゃる通りです。
○委員長（浅田基行）　小林委員。
○委員（小林俊）　1キロワットアワーが仮に25円ぐらいとすれば、80万円。違う、50万円。そんなものですか。これは蛍光灯の取り外しの工事費が高いと思うんですけれども、それってわかりますか。今度買うLEDの明かりを付けるのは割と簡単なんだけど。蛍光灯を取り外して持っていくのが意外と掛

かると思うんですが、その内訳みたいなものは100万5千円のうち出ていますか。

〇委員長（浅田基行）　暫時休憩します。

〇委員長（浅田基行）　再開いたします。鈴木図書館長。

〇鈴木図書館長　部品代の方が高いです。

〇委員長（浅田基行）　暫時休憩します。

〇委員長（浅田基行）　再開いたします。他はございますか。

（「なし」の声あり。）

〇委員長（浅田基行）　以上で、第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

〇委員長（浅田基行）　以上で、第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で、鈴木図書館の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時27分　休憩

9時29分　再開

生涯学習課（第21号）

○委員長（浅田基行）　再開いたします。次に、生涯学習課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。生涯学習課長の説明を求めます。生涯学習課長。

（生涯学習課長、説明）

○委員長（浅田基行）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で、第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で、第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で、生涯学習課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時32分　休憩

9時32分　再開

教育総務課（第21号）

○委員長（浅田基行）　再開いたします。次に、教育総務課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。教育総務課長の説明を求めます。教育総務課長。

（教育総務課長、説明）

○委員長（浅田基行）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。井出委員。

○委員（井出悟）　41ページの放課後児童室運営委託の処遇改善３％相当ということですけれども、これは国の臨時特例交付金があけたあとの部分の対応も見据えた今回の増額と債務負担ということでよろしかったですか。暫時休憩願います。

○委員長（浅田基行）　暫時休憩します。

○委員長（浅田基行）　再開します。教育総務課長。

○教育総務課長　補正に関しては10分の10頂けるものを補正してございます。それ以降についても処遇改善を続けていくという本旨から債務負担行為ということで、それ以降についても補償するものでございます。

○委員長（浅田基行）　井出委員。

○委員（井出悟）　処遇改善をするに当たっての、利用料等の部分については今年度議論は始めましたか。暫時休憩願います。

○委員長（浅田基行）　暫時休憩します。

○委員長（浅田基行）　再開します。教育総務課長。

○教育総務課長　現在の段階ではまだ利用料の増額というところについては言及していません。

○委員長（浅田基行）　他はございませんか。小林委員。

○委員（小林俊）　この37万円というのは、何人分ぐらいでこういう額になってるか判るんですか。

○委員長（浅田基行）　教育総務課長。

○教育総務課長　現在、放課後児童室で働いていただいている計60名の賃金を予定しております。

○委員長（浅田基行）　質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で、第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。

賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で、第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で、教育総務課の質疑を終わります。以上で、教育部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時42分　休憩

10時30分　再開

健康福祉部

○委員長（浅田基行）　再開いたします。次に、健康福祉部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。健康福祉部長の総括説明を求めます。健康福祉部長。

（健康福祉部長、総括説明）

○委員長（浅田基行）　総括説明は終わりました。

健康推進課（第21号）

○委員長（浅田基行）　はじめに、健康推進課の審査を行います。第21号議案の審査になります。健康推進課長の説明を求めます。健康推進課長。

（健康推進課長　説明）

○委員長（浅田基行）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。井出委員。

○委員（井出悟）　43ページの保健衛生総務費のところの日赤等の医療機器の整備のところです。この金額の算定若しくは確定というのはどういう決まりがあるとかってありますか。暫時休憩願います。

○委員長（浅田基行）　暫時休憩します。

○委員長（浅田基行）　再開します。健康推進課長

○健康推進課長　赤十字病院につきましては実績等を実ながら確定しました。各医療機関につきましても消耗品等の見込みを計算し金額を決めてます。

○委員長（浅田基行）　暫時休憩します。

○委員長（浅田基行）　再開します。井出委員。

○委員（井出悟）　日赤についての補助金はどちらかというと補助金が充てられるものを色々充てるためにその限度額いっぱい頑張ったというふうに見えるんですけれども、一方で医師会等の交付金については本当にそれがコロナ感染対策にある医療費としてちゃんと必要なものが揃っているか、確認が出来ているかという部分についてもちょっと判りずらかったんですけれども、日赤は日赤の確認、医師会を通じた交付金の部分についての確認はどういうふうにしているのですか。

○委員長（浅田基行）　暫時休憩します。

○委員長（浅田基行）　再開します。健康推進課長

○健康推進課長　赤十字病院に関しましては感染症の病棟で使われるもの、抗原検査等で使われるものを積算しまして金額を決めております。各医療機関につきましては実績を見ながら30万円という金額を決めておりますが、2020

年に医師会からの要望書も出ておりますので、そのあたりからその金額を設定しております。
○委員長（浅田基行）　井出委員。
○委員（井出悟）　赤十字に関しては一つ一つ積算しているにも関わらず、ほかの医療機関の 30 万円については積算がちゃんと、積算というか実績確認がされていない。それの上での過去に他市町がやった補助金の部分を勘案してというのが何となく積算根拠に乏しいなというふうに感じました。回答はいいです。
○委員長（浅田基行）　他はございますか。土屋委員。
○委員（土屋秀明）　医師会、歯科医師会に加入をしていない医療機関というのは市内にはあるんでしょうか。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩します。
○委員長（浅田基行）　再開します。健康推進課長
○健康推進課長　医師会につきましては２医療機関、歯科医師会につきましては３医療機関が加入しておりません。
○委員長（浅田基行）　土屋委員。
○委員（土屋秀明）　各医療機関に 30 万円という額ですけれども、加入していない５つの医療機関には同様のような交付はしないということなんでしょうか。
○委員長（浅田基行）　健康推進課長
○健康推進課長　はい。おっしゃる通りです。
○委員長（浅田基行）　土屋委員。
○委員（土屋秀明）　医師会に加入している医療機関と同様にコロナの感染対処はしていないんですか。
○委員長（浅田基行）　健康推進課長
○健康推進課長　令和２年度に健康推進課にあった備品と言いますか消耗品等を掃き出す際には同様の手続きを行いました。ただ、今回につきましては予防接種業務ですとか、各種がん検診等への協力を主に検討しての補助を考えておりますので、医師会、歯科医師会に加入されていない医療機関につきましてはそのあたりの協力が無いという判断のもと、今回予定はしていません。
○委員長（浅田基行）　小林委員。
○委員（小林俊）　長泉の話はありましたが、沼津市はどうなっているんですか。
○委員長（浅田基行）　健康推進課長
○健康推進課長　消耗品のマスクですとか消毒薬の掃き出し等はしたということは聞いておりますが、お金として出しているということは沼津市でという

ことは伺っておりません。
○委員長（浅田基行）　小林委員。
○委員（小林俊）　沼津市立病院なんかはどうなっているかなんては全然情報は無いんですか。
○委員長（浅田基行）　健康推進課長
○健康推進課長　具体的な沼津市立病院については情報を得ておりませんが、市営の病院となりますので市の方で該当して必要な経費につきましては準備をしているというか、考え方だと思われます。
○委員長（浅田基行）　井出委員。
○委員（井出悟）　予防接種委託のところですけれども、財源を振り替えたときの協議とかどのようなことがあったか教えて下さい。暫時休憩願います。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩します。
○委員長（浅田基行）　再開します。健康推進課長
○健康推進課長　ふるさと納税につきましては新型コロナウイルス感染症対策として頂きましたが、少なからず予防接種については新型コロナウイルスの影響を受けているという判断のもと財政課との協議によって決定しております。
○委員長（浅田基行）　小田委員。
○委員（小田圭介）　ふるさと納税の目的で新型コロナウイルス感染症対策 512 件 689 万４千円が、ここに充当されることになったんですけれど、ふるさと納税が入らなかった場合も、一般財源を用いて同様な事業は行われていたんでしょうか。
○委員長（浅田基行）　健康推進課長
○健康推進課長　おっしゃる通りです。同様の事業は実施しておりました。
○委員長（浅田基行）　他はよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で第 21 号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で第 21 号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。以上で、健康推進課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 02 分　休憩

11時05分　再開

国保年金課（第21号、第22号、第23号）

○委員長（浅田基行）　再開いたします。次に国保年金課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案のうちの関係部分及び第22号議案、第23号議案及び第16号議案の審査になります。はじめに第21号議案のうちの関係部分、第22号議案及び第23号議案の審査になります。国保年金課長の説明を求めます。国保年金課長。

（国保年金課長　説明）

○委員長（浅田基行）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。小林委員。

○委員（小林俊）　73ページの歳入で、災害臨時特例補助金ってありますけれども、これは具体的に災害って、どの災害かわかりますか。

○委員長（浅田基行）　国保年金課長。

○国保年金課長　新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税の減免制度が始まっておりますので、その減免額に相当する分を国庫から補助して頂けるというかたちになっております。

○委員長（浅田基行）　小林委員。

○委員（小林俊）　災害というのは名前ですね。

○委員長（浅田基行）　他はよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で第21号議案のうちの関係部分、第22号議案、第23号議案に関する質疑を終わります。これより第21号議案の内の関係部分、第22号議案、第23号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で第21号議案のうちの関係部分、第22号議案及び第23号議案に関する意見を終わります。

国保年金課（第16号）

○委員長（浅田基行）　次に第16号議案の審査になります。国保年金課長の説明を求めます。国保年金課長。

（国保年金課長　説明）

○委員長（浅田基行）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。井出委員。

○委員（井出悟）　改正によって国民健康保険税の歳入に対してどれくらいの影響があるか、試算とかされていますか。

○委員長（浅田基行）　国保年金課長。

○国保年金課長　今現在でこの軽減後の額の合計については、200 万円弱程度と考えておりまして、こちらについては軽減された額の２分の１が国、４分の１が県、４分の１が市負担なので、市の負担としては 50 万円前後をいまのところ想定しております。

○委員長（浅田基行）　小林委員。

○委員（小林俊）　16 号議案の改正は恒久という考えですか。

○委員長（浅田基行）　国保年金課長。

○国保年金課長　その通りでございます。

○委員長（浅田基行）　井出委員。

○委員（井出悟）　今後の減少部分に対する対応とかってのは、何か指針なりを今考えて、そういうことはされているんですか。

○委員長（浅田基行）　暫時休憩します。

○委員長（浅田基行）　再開します。国保年金課長

○国保年金課長　こちらについては特に税率等の変更は考えておりません。

○委員長（浅田基行）　暫時休憩します。

○委員長（浅田基行）　再開します。国保年金課長

○国保年金課長　こちらの部分については一般会計からの繰入金となります。

（「まえを訂正して。」という声あり。）

○国保年金課長　先ほどの税率の変更の発言は訂正したいと思います。

○委員長（浅田基行）以上で第 16 号議案に関する質疑を終わります。以上で、国保年金課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 27 分　休憩

11時29分　再開

障がい福祉課（第21号）

○委員長（浅田基行）　再開いたします。次に障がい福祉課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。障がい福祉課長の説明を求めます。障がい福祉課長。

（障がい福祉課長　説明）

○委員長（浅田基行）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。小林委員。

○委員（小林俊）　二つの項目なんですが、増えてきている理由はわかりますか。

○委員長（浅田基行）　障がい福祉課長。

○障がい福祉課長　重度障害者児医療費助成の方につきましては、利用件数が昨年同時期と比べ約154件増えております。日常生活用具給付費につきましては、同様にストーマ用具が昨年同時期に比べて約130件ほど申請件数が増えており、それが原因となっています。

○委員長（浅田基行）　小林委員。

○委員（小林俊）　申請件数が増えている要因は判りますか。

○委員長（浅田基行）　障がい福祉課長。

○障がい福祉課長　単純に利用者の数が増えているというふうな認識しております。

○委員長（浅田基行）　小林委員。

○委員（小林俊）　使えるというPRが行き届いて増えてきているということもあるかと思いますけども、障がいをもった方の数が増えているということですか。

○委員長（浅田基行）　障がい福祉課長。

○障がい福祉課長　障がい者の方の数が増えてきているということでございます。

○委員長（浅田基行）　小林委員。

○委員（小林俊）　判ればで良いですけど。それはこれまで申請をしてなかったけど、出来るということが判って増えてきたのか、本当に障がいを持った方が増えたのか、それは判りますか。

○委員長（浅田基行）　小林委員。

○委員（小林俊）　障がいをお持ちの方が増えてきているというふうに考えております。

○委員長（浅田基行）　他はよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で第21号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で第21号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。暫時休憩いたします。

11時35分　休憩

11時37分　再開

社会福祉課（第21号）

○委員長（浅田基行）　再開いたします。次に社会福祉課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案のうちの関係部分、第13号議案及び第17号議案の審査になります。はじめに第21号議案のうちの関係部分の審査になります。社会福祉課長の説明を求めます。社会福祉課長。

（社会福祉課長　説明）

○委員長（浅田基行）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。小林委員。

○委員（小林俊）　歳入の25ページ。17の２の３の、在宅福祉費、低所得者の分の利用料が減ったから補填というやつですけれども、これは低所得者の利用が減ったということの概要をちょっと説明して下さい。

○委員長（浅田基行）　社会福祉課長。

○社会福祉課長　こちらにつきましては、低所得の世帯に関しまして通常の介護保険の利用料を払うんではなくて、それをさらに軽減した場合の軽減措置で、県の制度に基づいたものになります。

○委員長（浅田基行）　小林委員。

○委員（小林俊）　何割減とか。利用料ですね。保険料でなくて利用料ですね。ちょっとそのあたりを。

○委員長（浅田基行）　社会福祉課長。

○社会福祉課長　介護保険サービスの利用料になります。

○委員長（浅田基行）　他はよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で第21号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で第21号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。

社会福祉課（第13号）

○委員長（浅田基行）　次に第13号議案の審査になります。社会福祉課長の説明を求めます。社会福祉課長。

（社会福祉課長　説明）
〇委員長（浅田基行）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。井出委員。
〇委員（井出悟）　２条のところを教えて下さい。２条の（４）ですけれども。このア、イ、ウ、エ、オに規定した理由があればと思いますが。暫時休憩願います。
〇委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。
〇委員長（浅田基行）　再開します。社会福祉課長。
〇社会福祉課長　アからオにつきましては、現在の要綱等、それから法の内容を勘案しまして、他市町の方もみながら決めていったものになります。ご質問にありました自衛隊等の活躍につきましては９条の部分に考えておりますが、こちらにつきましては避難行動に関するものですので、まず住民組織、それから最低限に必要となります部分の補助機関になります社会福祉協議会や警察、消防といったものを設定いたしました。
〇委員長（浅田基行）　井出委員。
〇委員（井出悟）　関係者の部分で聞いているのは富士山噴火等で立ち入りが制限されるような状況になったときに誰が一体支援等の関係者になれるんだというふうにちょっと感じたところが一点だったんですけど。そういう部分の検討はどのようになっていますか。
〇委員長（浅田基行）　社会福祉課長。
〇社会福祉課長　こちらにつきましては、名簿につきましてはこの中で名簿を選定しなければならない。という部分がありまして、対象者の抜き書きをしてあるものになります。その中から、委託をしておりまして個別に避難について支援が必要なものにつきましては個別に立てているというかたちになっていますので、その中で、支援者がその人にあったものが決まっていくかたちになっていきます。
〇委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。
〇委員長（浅田基行）　再開します。井出委員。
〇委員（井出悟）　避難支援関係は、避難支援が必要な状況というのは非常に不安定じゃないですか。例えば洪水であったりとか、いろいろありますけれど、そういう時に備えて、例えば、その他市長が認めるもの。みたいなもので柔軟性を持たせるとか、そういうような議論はなかったか伺います。暫時休憩願います。
〇委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。
〇委員長（浅田基行）　再開します。社会福祉課長。
〇社会福祉課長　支援者につきましては提供を含むため、アからオまでの部分

で考えておりまして、他は想定しておりません。
○委員長（浅田基行）　井出委員。
○委員（井出悟）　５条のあたりだと思うんですけれども、名簿の話が出てきていますけれど、これは基本的には紙という前提なんですよね。昨今では電子化みたいな部分に置き換えていくみたいなところもあると思うんですけれど、そういうような検討ってのはありましたか。暫時休憩願います。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。
○委員長（浅田基行）　再開します。社会福祉課長。
○社会福祉課長　こちらにつきましては、検討はしておりませんでした。
○委員長（浅田基行）　その他はありますか。小田委員。
○委員（小田圭介）　確認です。名簿状況の提供、議案書で言うと 11 ページです。第６条第３項。市長は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合から３行目に、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者。これはさっき定義があったアからオだと思いますが、「その他の者に対し」が入っているじゃないですか。もはや定義をされていない「その他の人」が入ってきて、本人同意を得ることを要せずに名簿状況を提供できるんですよね。「その他」というのは時と場合によるんですか。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。
○委員長（浅田基行）　再開します。社会福祉課長。
○社会福祉課長　災害が発生又は災害の発生が喫緊にある場合の状況も考えまして、実際支援にあたる方という団体等が選定されることに対しても対応出来るようにという風に考えたものです。
○委員長（浅田基行）　小田委員。
○委員（小田圭介）　先ほど井出委員が懸念されていたものが、ここでクリアになるということですか。
○委員長（浅田基行）　社会福祉課長。
○社会福祉課長　喫緊の部分に関してはそういうかたちになります。
○委員長（浅田基行）　小田委員。
○委員（小田圭介）　第５条です。議案書 10 ページ。名簿情報の利用のところで、第５条を纏めると、要は、避難支援等の実施に必要な限度で目的外使用が出来るということになっているんですね。内部の目的外利用は出来ると。特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することが出来るんですよ。これちょっとかみ砕いて説明して貰って良いですか。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。
○委員長（浅田基行）　再開します。社会福祉課長。
○社会福祉課長　当初に予定されていた目的以外の状況が発生したときのため

に、その目的以外でも利用出来るように定めたものになります。
○委員長（浅田基行）　小田委員。
○委員（小田圭介）　よくわかるんですけど、現段階ではどんなことが想定されるかっていうのは想定出来ないですね。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。
○委員長（浅田基行）　再開します。社会福祉課長。
○社会福祉課長　色々なことが想定されるようなかたちになるため、逆に想定出来ないというかたちになります。
○委員長（浅田基行）　土屋委員。
○委員（土屋秀明）　10 条ですけれども、個別避難計画の作成で、市長は作るということですけれども、これは実際にはどこに委託というようなかたちで現実は作るのですか。
○委員長（浅田基行）　社会福祉課長。
○社会福祉課長　市が社会福祉協議会に委託して作ります。
○委員長（浅田基行）　土屋委員。
○委員（土屋秀明）　社会福祉協議会の職員、メンバーも限られているものですが、具体にはここからまた次の何かの組織を利用して作るということですか。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。
○委員長（浅田基行）　再開します。社会福祉課長。
○社会福祉課長　民生委員ほか連携しながら行っております。
○委員長（浅田基行）　土屋委員。
○委員（土屋秀明）　11 条だと思うんですけれども、個別計画の中に避難支援等実施者。実際に避難の支援をする人だと思うんですけど、これが個別計画の中に人の名前を入れることになると思うんですけど、これというのは隣近所だとか含めて想定はどういう風なところを考えているのですか。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。
○委員長（浅田基行）　再開します。社会福祉課長。
○社会福祉課長　近所の方とか、その他に民生委員さんとかに支援を頂くようなものも見られます。
○委員長（浅田基行）　土屋委員。
~~○委員（土屋秀明）　今回は条例ですが、既に同様なことがあると思うんですが、実際に避難を実施してくれるかたが隣近所で居なくて、民生委員だとか自治会だとかというようなところのケースというのは、感覚で良いんですけど、かなり多いんでしょうか。~~
○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。

○委員長（浅田基行）　再開します。土屋委員。
○委員（土屋秀明）　発言取り消します。
○委員長（浅田基行）　小林委員。
○委員（小林俊）　個別避難計画ですけど。どういうスケジュールでやっていきますか。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。
○委員長（浅田基行）　再開します。社会福祉課係長。
○社会福祉係長　例年５月に契約をして、調査等を行いまして年度内に必要な方に対して計画を策定するというスケジュールになっています。
○委員長（浅田基行）　小林委員。
○委員（小林俊）　名簿は年に１回改訂することになっているけれども、計画も年に１回書いてするのですか。
○委員長（浅田基行）　社会福祉課係長。
○社会福祉係長　その通りです。
○委員長（浅田基行）　小林委員。
○委員（小林俊）　現段階で実際ある避難計画はどれくらいあるのですか。
○委員長（浅田基行）　社会福祉課係長。
○社会福祉係長　昨年度末の段階では、273 件という数字で。計画につきましては把握しております。
○委員長（浅田基行）　小林委員。
○委員（小林俊）　要支援の対象者の数はもっと多いと思うんで、これは充実して増やしていく計画で居るわけですね。
○委員長（浅田基行）　社会福祉課係長。
○社会福祉係長　そこらへんはまた社会的な情勢によって検討して、範囲とかを考えていかなけりゃいけないかなと感じております。
○委員長（浅田基行）　井出委員。
○委員（井出悟）　14 条なんですけれども。（３）なんですけど、自宅に帰る見通しが立たなくなったときに職権で抹消されるということなんですけれども、暫時休憩願います。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。
○委員長（浅田基行）　再開します。井出委員。
○委員（井出悟）　ここの見通しが立たなくなったときに、職権で消しちゃったときに、自治会の方とかが困ることはあり得ないんですか。暫時休憩願います。
○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。
○委員長（浅田基行）　再開します。社会福祉課係長。

○社会福祉係長　入院、入所等で戻れる見通しが立たない方というのは、基本、半年以上とかそこにいることが確定しているかたちの方で、短期で戻らない方がほぼほぼ確定している方にはそのような対応をしていく。逆に言うと、そこに帰る見通しがないのに載っていると、そこをずっと気にかけなけりゃいけないことも成立しますので、そういう意味合いで載せている次第です。

○委員長（浅田基行）　他はよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で第 13 号議案に関する質疑を終わります。

社会福祉課（第 17 号）

○委員長（浅田基行）　次に第 17 号議案の審査になります。社会福祉課長の説明を求めます。社会福祉課長。

（社会福祉課長　説明）

○委員長（浅田基行）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。井出委員。

○委員（井出悟）　保証人がたてない場合の利率が１％になるという根拠はどこになるんですか。

○委員長（浅田基行）　社会福祉課長。

○社会福祉課長　近隣市町の１％を参考にしてあります。

○委員長（浅田基行）　井出委員。

○委員（井出悟）　そういうことじゃなくて、何で保証人が立たない場合に年１になるんだということです。

○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。

○委員長（浅田基行）　再開します。社会福祉課長。

○社会福祉課長　国や県の方の法律、要綱等を見ておりますが、保証人なしの１％を設定している理由につきましては、近隣も全くおなじようなかたちになっておりますので、それに合わせたかたちになります。

○委員長（浅田基行）　井出委員。

○委員（井出悟）　市の歳入となる事務手数料、どのようなことに対する事務手数料になるんですか。

○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。

○委員長（浅田基行）　再開します。社会福祉課長。

○社会福祉課長　調べて、別途回答します。

○委員長（浅田基行）　休憩します。

12 時 20 分　休憩

13 時 13 分　再開

○委員長（浅田基行）　再開します。休憩前に引き続き社会福祉課の審査を行います。答弁をお願いします。社会福祉課長。

○社会福祉課長　１％が残っている利用としましては、法の方に利率を年３％以内で条例で定める率とありますので１％を残しております。保証人ありとなしで、なしに 1%の理由につきましては、保証人が立てられる場合には回収が出来るという形の中で、１％の方につきましてはそれがないという部分につきまして一部を担保するという理由になります。

○委員長（浅田基行）　井出委員。

○委員（井出悟）　保証人が立つということは市としてはちゃんと回収出来る、だけど保証人がいない方は年１で利子を取るけれども、途中で回収できない場合の可能性があるから返済を代わりにやらなきゃいけない。国に返すわけですから。そういう部分の制度設計とかはどういう風になっているんですか。

○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。

○委員長（浅田基行）　再開します。社会福祉課長。

○社会福祉課長　１％につきましては、沼津市、御殿場市、富士市、三島市、長泉町、清水町が保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は１％となっております。これから考えて 1%になっています。

○委員長（浅田基行）　井出委員。

○委員（井出悟）　保証人がなくて貸し出すときの返済が出来ない状況になったとき、例えば亡くなったとき。そういうときの回収の仕方の制度設計はどうなっていますか。

○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。

○委員長（浅田基行）　再開します。社会福祉課係長。

○社会福祉課係長　国の上位法で償還免除というかたちでうたっておりまして、対象者が死亡した場合若しくは精神や身体に著しい障害がある場合は、その債権の一部又は全部を免除することが出来る。となります。

○委員長（浅田基行）　小田委員。

○委員（小田圭介）　近隣市町が保証人の有無で利率を変更させているという話はわかったんですけれども、そうではないケースはあるんですか。保証人を用意するしないに関わらず利率が変わらない若しくは無利子は、例えば県内、調べた限りであったりするんですか。

○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。

○委員長（浅田基行）　再開します。社会福祉課長。

○社会福祉課長　近隣しか調べておりませんでしたので、県内の他の状況はわ

かりません。
○委員長（浅田基行）　小林委員。
○委員（小林俊）　係長の説明で、破産手続きの開始によって免除ということがあったんだけど、それは亡くなったときに普通そんなことしないですよね。それを説明して下さい。
○委員長（浅田基行）　社会福祉課係長。
○社会福祉課係長　死亡した場合若しくは精神や身体に著しい障害を受けた方が対象なんですけれども、その中で精神や身体に著しい障害を受けた方の場合は破産手続きとかそういったもの受けたかたが対象となってくると。
○委員長（浅田基行）　小林委員。
○委員（小林俊）　保証人を立てたいけど立てられないことは一杯あるわけですよね。市役所の職員と違って。そういう方たちが不利になるじゃないですか。この条文だと。そこはどう考えている。
○委員長（浅田基行）　社会福祉課長。
○社会福祉課長　あくまでも貸付なので返してもらうかたちのことから考えて、法の範囲内での利率と考えています。

（「答えになってないじゃん」という声あり。）

○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。
○委員長（浅田基行）　再開します。社会福祉課係長。
○社会福祉課係長　国の指示によりまして、保証人をつけないことによる貸倒れとかそういったことの方のリスクを鑑みまして、こちらの最低限の 1%をつけさせていただいているということになります。
○委員長（浅田基行）　他はよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で第 17 号議案に関する質疑を終わります。以上で社会福祉課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

13 時 29 分　休憩

13 時 30 分　再開

こども未来課（第 21 号）

○委員長（浅田基行）　再開いたします。次にこども未来課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 21 号議案のうちの関係部分の審査になります。こども未来課長の説明を求めます。こども未来課長。

（子ども未来課長　説明）

○委員長（浅田基行）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。井出委員。

○委員（井出悟）　41 ページの３・２・１のところの積立金の話ですけれど、先ほど公有財産を民間に貸し付けているということでしたけれど、この手続きはどのようにしてなされたか教えて下さい。暫時休憩願います。

○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。

○委員長（浅田基行）　再開します。こども未来課長。

○こども未来課長　事業者の方から貸して頂きたいという申し出がありました。それに応じまして所管の総務部門と協議をしてそちらの方である程度単価等の算出の協議を続けた結果、内部で起案を上げて貸出が OK というかたちになりまして、民間事業者と契約をするという流れになっております。

○委員長（浅田基行）　井出委員。

○委員（井出悟）　今回は特有の話なのか、通常の中でのあり得る話なのかというのはどんな感じなんですか。

○委員長（浅田基行）　こども未来課長。

○こども未来課長　今回の場合は事業者が急を要するというような形の中での申し出だということで、特殊なものと認識しています。

○委員長（浅田基行）　井出委員。

○委員（井出悟）　ここの貸付は期日が、終わりはいつとか決まっていますか。

○委員長（浅田基行）　こども未来課長。

○こども未来課長　当初は２か月間というような期間の中で、そちらの方を延長というようなかたちで随時協議をしながら進めているところでございます。

○委員長（浅田基行）　井出委員。

○委員（井出悟）　ここの跡地の利用が決まるまでは様子を見ながら応じていこうという感じですかね。暫時休憩願います。

○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。

○委員長（浅田基行）　再開します。こども未来課長。

○こども未来課長　今後の施設の再編状況に応じてというようななかで非常に短期的な貸付という位置づけのなかで実施をしております。

○委員長（浅田基行）　井出委員。

○委員（井出悟）　処遇改善の件ですけれども、予算書は色々分かれていますけれども、考え方を伺います。特例交付金による３％のベースアップについては制度的に恒久的にやるということでよろしかったですかという確認です。暫時休憩願います。

○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。

○委員長（浅田基行）　再開します。こども未来課長。

○こども未来課長　こちらにつきましては今後恒常的にやっていくものと認識して、まずは令和４年の９月分までは確実に実施し、そのあとについては別の給付の中の一項目として恒常的にやっていくという予定になります。

○委員長（浅田基行）　井出委員。

○委員（井出悟）　先ほど説明の中で公定価格みたいなのに応じて算出するというような、単価×数みたいな話をしていたんですけれども、こういう計算の仕方をするとベースアップ３％にならない場合がでてくるのかなと思ったんですよ。例えば、児童数が少なくなっちゃうとか、そういう時に本来のベースアップの数とは少ないことが起き得ると思うんですけど、その部分ってどうやって担保されているんですか。暫時休憩願います。

○委員長（浅田基行）　暫時休憩いたします。

○委員長（浅田基行）　再開します。こども未来課長。

○こども未来課長　保育士等については園児の数によって法定の人数が必ず決められているというような中で、ある程度、園児数に応じた給付だよというようなところで、あとは補助単価、こういったものが年々変わったりというような中の調整をしていくようなかたちで、特段、計算してみると給付額と大差はないというような形になろうかなというふうに考えています。

○委員長（浅田基行）　土屋委員。

○委員（土屋秀明）　元々条件が悪いから採用しようとしても応募が少なかったというのが今までの話ですけど、全国的に同じ考え方で国がするんでしょうけれども、裾野市からすると他と同じように上がるということはこれから更に採用しようとするときに条件が同じになって難しくなると思うんだけど、一般財源を少しでもつぎ込むようなかたちで給与の条件をもう少し良くしようとするような議論は無かったんでしょうか。

○委員長（浅田基行）　こども未来課長。

○こども未来課長　今回のはあくまでもコロナ対策かというような側面もござ

いまして、全体の底上げというようなかたちで今回のこれは実施させていると認識しています。ですので、そういった議論は次のステップで検討していく事項かなというふうに考えております。

○委員長（浅田基行）　他はございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で第21号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより、第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上でこども未来課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

13時44分　休憩

13時46分　再開

子育て支援課（第21号）

○委員長（浅田基行）　再開いたします。次に子育て支援課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案のうちの関係部分の審査になります。子育て支援課長の説明を求めます。子育て支援課長。

（子育て支援課長　説明）

○委員長（浅田基行）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。井出委員。

○委員（井出悟）　防衛関係の基金繰入なんですけれども、内容としては判りましたってことなんですけど、要は、市町が基礎としてやっていかなければならないような事業に対して外部からの基金の交付をあてないと運営出来ないという結果だと思うんですけど、こういう部分について議論はありましたか。

○委員長（浅田基行）　子育て支援課長。

○子育て支援課長　近隣ですと御殿場市が実施しておりますものを模範としまして事業の設計をさせて頂きました。数年前までは全部市単でやっていた、そこに県費が入り、そこに更に特定財源を活用するということで防衛の費用を充てるということでの選択をさせていただきました。

○委員長（浅田基行）　他はございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で第21号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより、第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で子育て支援課の質疑を終わります。以上で健康福祉部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

13時52分　休憩

13時53分　再開

○委員長（浅田基行）　再開いたします。以上で予算決算委員会厚生文教分科会に割り振られました議案及び厚生文教委員会に付託されました議案の質疑を終了いたします。暫時休憩いたします。

（自由討論は行わない。と決定。）

13時54分　休憩

13時54分　再開

討論・採決（第13号, 第16号, 第17号）

○委員長（浅田基行）　再開いたします。ただいまから本委員会に付託されました第13号議案 裾野市避難行動要支援者名簿に関する条例を制定することについて　の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第13号議案 裾野市避難行動要支援者名簿に関する条例を制定することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に、本委員会に付託されました第16号議案 裾野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第16号議案 裾野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に、本委員会に付託されました第17号議案 裾野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第17号議案 裾野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（浅田基行）　ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された本日の議案は全て終了いたしました。補正予算関係の議案につきましては、来る３月４日の予算決算委員会で分科会委

員長報告をいたします。その他の議案につきましては来る３月８日の本会議で委員長報告をいたします。審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げまして、本日の予算決算委員会厚生文教分科会及び厚生文教委員会を閉会いたします。

13 時 58 分　閉会

裾野市議会　予算決算委員会産業建設分科会（委員会）

令和４年２月25日（金）

９時00分　開会

○委員長（二ノ宮善明）　ただいまから、予算決算委員会産業建設分科会及び産業建設委員会を併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第21号議案 令和３年度裾野市一般会計補正予算（第16回）の内の関係部分、第 25 号議案令和３年度裾野市企業版ふるさと納税地方創生特別会計補正予算（第４回）、第 26 号議案 令和３年度裾野市水道事業会計補正予算（第４回）、第 27 号議案 令和３年度裾野市下水道事業会計補正予算（第３回）及び本委員会に付託されました、第18号議案 裾野市中小企業経済変動対策貸付金利子補給金基金条例の一部を改正することについての審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。

予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論、採決を関係各部・課全て一括して行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（二ノ宮善明）　ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。

意見につきましても、要点を明確に、簡潔にお願いいたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

環境市民部

○委員長（二ノ宮善明）　ただいまから、環境市民部関係の審査に入ります。
環境市民部長の総括説明を求めます。環境市民部長。

（環境市民部長、総括説明）

○委員長（二ノ宮善明）　総括説明は終わりました。

上下水道経営課、上下水道工務課（第26号）

○委員長（二ノ宮善明）　上下水道経営課及び上下水道工務課の審査を行います。第26号議案及び第27号議案の審査になります。
はじめに第26号議案の審査になります。水道事業管理監の説明を求めます。水道事業管理監。

（水道事業管理監、説明）

○委員長（二ノ宮善明）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。勝又委員。

○委員（勝又豊）　131ページの工事請負費は工事個所の変更によるものという、この辺の説明をお願いします。

○委員長（二ノ宮善明）　水道事業管理監。

○水道事業管理監　暫時休憩願います。

○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩いたします。

○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。上下水道工務課長。

○上下水道工務課長　千福が丘の漏水の修理を工事請負費の方で実施する予定でありましたけれど、他の工事と合わせまして違う項目で実施をしておりますのでこちらを減額していただくようなかたちになります。

○委員長（二ノ宮善明）　勝又委員。

○委員（勝又豊）　項目の変更で、工事は変更なしという理解でよろしいですか。

○委員長（二ノ宮善明）　上下水道工務課長。

○上下水道工務課長　工事は実施しております。

○委員長（二ノ宮善明）　その他ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　委員の質疑を終わります。これより26号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　以上で第26号議案に関する意見を終わります。

上下水道経営課、上下水道工務課（第 27 号）

○委員長（二ノ宮善明）　次に第 27 号議案の審査になります。水道事業管理監の説明を求めます。水道事業管理監。

（水道事業管理監、説明）

○委員長（二ノ宮善明）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。中村委員。

○委員（中村純也）　流域下水道の建設負担金の方ですけれども、見込みを上回った理由はなんでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明）　水道事業管理監。

○水道事業管理監　当初、県の方から見積額を頂くんですが、実際に県の方で工場発注したり、国庫補助金の追加補正を頂いたりして事業費が変更になっております。そのため最終的な事業費が確定してそれに伴い負担金が確定したものでございます。

○委員長（二ノ宮善明）　その他ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　委員の質疑を終わります。これより 27 号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　以上で第 27 号議案に関する意見を終わります。以上で上下水道経営課及び上下水道工務課の質疑を終わります。以上で環境市民部関係の議案を終わります。暫時休憩いたします。

9 時 13 分　休憩

9時18分　再開

建設部

○委員長（二ノ宮善明）　再開します。ただいまから建設部関係の審査に入ります。　発言の際には録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

建設部長の総括説明を求めます。建設部長。

（建設部長、総括説明）

○委員長（二ノ宮善明）　総括説明は終わりました。

建設管理課（第21号）

○委員長（二ノ宮善明）　はじめに、建設部付の審査を行います。

第 25 号議案の審査になります。建設部部参事の説明を求めます。建設部部参事。

（建設部部参事、説明）

○委員長（二ノ宮善明）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。土屋委員。

○委員（土屋主久）　用地取得に係るということで、土地の単価が上がったという説明でしたけれど、用地費を計上するときに通常だと先に鑑定評価を取ってから予算措置をしていくのが本来ではないかと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明）　建設部部参事。

○建設部部参事　令和３年度の予算を計上するときに用いた土地の買収単価につきましては、近傍の工事価格を基に算出をさせて頂きました。本年度に入りまして土地の鑑定評価を実際にとりまして、その単価により見直しをしたところ、そこに差異が発生したことから予算額に不足が生じたということでございます。

○委員長（二ノ宮善明）　土屋委員。

○委員（土屋主久）　用地買収ってすごく勘違いされやすくて、当初見積もったという金額でその通りいかないと、結局、話がうまくいかなくて単価を調整していったというような雰囲気の解釈もされがちなんですね。出来れば今回行ったようなかたちでなくて、先に鑑定評価という方向から入っていった方が正当性が高いんじゃないかというふうに感じます。これは意見です。

○委員長（二ノ宮善明）　勝又委員。

○委員（勝又豊）　これは件数で行くと何件対象なんでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。勝又委員。

○委員（勝又豊）　土地購入に関しては何件対象なんでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明）　建設部部参事。

○建設部部参事　対象物件は１件です。

○委員長（二ノ宮善明）　中村委員。

○委員（中村純也）　歳入側の詳細を説明お願いします。暫時休憩願います。

○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。建設部部参事。

○建設部部参事　ふるさと納税の寄附につきましては、寄附事業者の意向によりまして、対象者数及び寄附金額については不開示という意向が示されておりますので、この点については答弁を控えさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（二ノ宮善明）　中村委員。

~~○委員（中村純也）　確認ですけど、寄附者は件数まで言わないように意向があったということですか。~~

○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。中村委員。

○委員（中村純也）　私の質疑を取り消します。

○委員長（二ノ宮善明）　中村委員。

○委員（中村純也）　繰越明許ですけれども、事業全体をやっている関係で、これは必ず繰越明許が上がってくるようなつくりになってますけど、そこら辺の議論はありませんか。

○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。建設部部参事。

○建設部部参事　特段、委員のご指摘の部分に関しては議論はございません。

○委員長（二ノ宮善明）　その他、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　以上で、第25号議案に関する質疑を終わります。これより、第25号議案についての意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　以上で、第25号議案に関する意見を終わります。以上で、建設部付の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時33分　休憩

9時34分　再開

建設管理課（第21号）

○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。次に、建設管理課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。建設管理課長の説明を求めます。建設管理課長。

（建設管理課長、説明）

○委員長（二ノ宮善明）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。勝又委員。

○委員（勝又豊）　49ページの負担金補助金のところで、県単独仙石原新田線ですね。国の補助で市の負担が無くなったということですけれども、それによって工事の進展とか何か変化はありますでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明）　建設管理課長。

○建設管理課長　国の交付金事業というかたちになりましたので、事業費等についてはそちらを加味したうえで工事が進んでいくというふうに、こちらは認識しています。

○委員長（二ノ宮善明）　その他、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　以上で、第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第21号議案の内の関係部分についての意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　以上で、第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で、建設管理課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時42分　休憩

9時43分　再開

建設課（第21号）

○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。次に建設課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。建設課長の説明を求めます。建設課長。

（建設課長、説明）

○委員長（井出悟）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。土屋委員。

~~○委員（土屋主久）　49ページの750万円の減額の説明がありましたよね。当初予算の時に説明が茶畑の交番からガソリンスタンドまで。確かやるということだったと思いますけど。区域の変更をした理由を教えて下さい。~~

○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。土屋委員。

○委員（土屋主久）　今の質問取り消します。

○委員長（二ノ宮善明）　その他、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　以上で、第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第21号議案の内の関係部分についての意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　以上で、第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で、建設課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時51分　休憩

9時52分　再開

まちづくり課（第21号）

○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。次にまちづくり課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。まちづくり課長の説明を求めます。まちづくり課長。

（まちづくり課長、説明）

○委員長（二ノ宮善明）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。土屋委員。

○委員（土屋主久）　49ページの大規模盛土造成地変動予測調査の関係です。調べてみたら、該当地が谷埋めで3,000平米以上かな。それとしたに擁壁を組んでというかたちであったと思うんですけれども、そういうところが２か所あるということだったんですけれども、調査の対象地は何処になるんですか。

○委員長（二ノ宮善明）　まちづくり課長。

○まちづくり課長　該当地は千福が丘地区と青葉台地区になります。

○委員長（二ノ宮善明）　土屋委員。

○委員（土屋主久）　調査を実施して、調査の結果をどのように活用するか伺います。

○委員長（二ノ宮善明）　まちづくり課長。

○まちづくり課長　この補正で行う調査については、現在は現地における目視点検を行うまでの業務になります。業務内容は擁壁等に亀裂が入っていないか。また、現地に水がしみているところがないかなどを確認します。要対策と判断された場合にどちらを重点的に対策を実施し始めるかというものを決定するのが今回の計画でございます。

○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。土屋委員。

○委員（土屋主久）　最終的に調査の結果を踏まえてどこまで市として対応していくかお考えなのか伺います。

○委員長（二ノ宮善明）　まちづくり課長。

○まちづくり課長　今回の２次スクリーニングというんですが、計画の策定を行ったのちに国等によりまして令和４年の末までに要対策地域であるかどうかというようなものが公表されていきます。そののちになりましたら、国等の補助金を頂きながら現地の対策を講じるというかたちになっていきます。

○委員長（二ノ宮善明）　その他、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　以上で、第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　以上で、第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で、まちづくり課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時03分　休憩

10時06分　再開

区画整理課（第21号）
○委員長（二ノ宮善明）
　再開いたします。次に区画整理課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。区画整理課長の説明を求めます。区画整理課長。
（区画整理課長、説明）
○委員長（二ノ宮善明）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。中村委員。
○委員（中村純也）　53ページ、施工計画策定委託の部分ですけど、行財政の見直しではありますけれど、どういった財源の確保というのはどういう内容ですか。
○委員長（二ノ宮善明）　区画整理課長。
○区画整理課長　移転や工事の状況が毎年変わりますので定期的に施工計画策定をやってまいりました。行財政構造改革推進本部の方で令和4年度以降5年間の事業費の平準化を取りつつということになりましたので、ここで工事の方、施工計画を策定しても来年度以降その通りに行かないということになりますので、次年度の予算になるんですが、費用便益の方を考えながら施工の方を考えていきたいというふうに思っております。
○委員長（二ノ宮善明）　その他、ございませんか。
（「なし」の声あり。）
○委員長（二ノ宮善明）　以上で、第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
○委員長（二ノ宮善明）　以上で、第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で、区画整理課の質疑を終わります。以上で、建設部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時12分　休憩

10時47分　再開

産業部

○委員長（二ノ宮善明）　再開します。次に、産業部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。産業部長の総括説明を求めます。産業部長。

（産業部長、総括説明）

○委員長（二ノ宮善明）　総括説明は終わりました。

農林振興課（第21号）

○委員長（二ノ宮善明）　はじめに、農林振興課の審査を行います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。農林振興課長の説明を求めます。農林振興課長。

（農林振興課長、説明）

○委員長（二ノ宮善明）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。中村委員。

○委員（中村純也）　45ページの金沢堤の方ですけど、照査の委託が選ばれている理由は。

○委員長（二ノ宮善明）　農林振興課長。

○農林振興課長　暫時休憩願います。

○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。農林振興課長。

○農林振興課長　市の管理のため池が二つありまして、公文名堤と金沢堤が対象なものですから金沢堤をここで調査させていただきます。

○委員長（二ノ宮善明）　中村委員。

○委員（中村純也）　照査の委託の方法ですけど、入札を掛ける予定なんですか。

○委員長（二ノ宮善明）　農林振興課長。

○農林振興課長　入札を実施する予定であります。

○委員長（二ノ宮善明）　中村委員。

○委員（中村純也）　水自体は張ったまま、環境は変わらずに出来る状態ですか。

○委員長（二ノ宮善明）　農林振興課長。

○農林振興課長　ため池の状況は確認しますけれど、基本的には張ったまま調査出来ると考えています。

○委員長（二ノ宮善明）　中村委員。
○委員（中村純也）　もし異常があった場合とはどういう流れになるんでしょうか。
○委員長（二ノ宮善明）　農林振興課長。
○農林振興課長　異常が見られた場合には補強工事等を補助を使って行っていく予定でおります。
○委員長（二ノ宮善明）　岩井委員。
○委員（岩井良枝）　金沢堤のところって、令和２年度に予算が付けられていて、県の補助の対象外になったということだったと思うんですけど、その際に面積などを精査するという話があったと思うんですが、今回この補助が受けられたというのは、やはり面積を狭くしたとか何かしたから補助が受けられるというかたちになったんでしょうか。
○委員長（二ノ宮善明）　中村委員。
○委員（中村純也）　暫時休憩でお願いします。
○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。
○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。農林振興課長。
○農林振興課長　県と再度確認調査を行ったところ、受益面積が 2.3ha ということで補助対象の事業となりました。
○委員長（二ノ宮善明）　勝又委員。
○委員（勝又豊）　照査とありますけれど、照査の内容はどんなことをするか教えて下さい。
○委員長（二ノ宮善明）　農林振興課長。
○農林振興課長　事業の概要としましては、測量業務と地質調査業務と設計業務というかたちになります。地質調査の中でボーリングを行ったり、設計業務の中で劣化状況調査とか地震耐震評価、豪雨耐性評価等を行います。
○委員長（二ノ宮善明）　勝又委員。
○委員（勝又豊）　負担金補助金の、先ほど予定者が対象外になったためということだったんですけど、これは中核農業者協議会補助金のことでしょうか。
○委員長（二ノ宮善明）　農林振興課長。
○農林振興課長　農業次世代投資資金の関係だと思うんですけど、こちらの方は新規認定農業者というかたちになります。
○委員長（二ノ宮善明）　勝又委員。
○委員（勝又豊）　対象外になった理由は何かありますか。
○委員長（二ノ宮善明）　農林振興課長。
○農林振興課長　交付対象者の世帯所得が令和２年度に 600 万円を超えたため対象外というかたちになりました。

○委員長（二ノ宮善明）　土屋委員。
○委員（土屋主久）　関連して、新規就農者の方は何年目で経営が安定して600万円を超えたのか教えて下さい。
○委員長（二ノ宮善明）　農林振興課長。
○農林振興課長　暫時休憩をお願いします。
○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。
○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。農林振興課長。
○農林振興課長　平成29年度からのなかでやってきまして、令和３年度までの５年間を予定しておりました。だから４年目で予定価格をクリアしたかたちになります。
○委員長（二ノ宮善明）　勝又委員。
○委員（勝又豊）　梅の里の委託料なんですけれども、草刈りの委託以外にも梅の里で整備するような委託内容っていうのは無かったんでしょうか。
○委員長（二ノ宮善明）　農林振興課長。
○農林振興課長　減額補正をお願いしているのは下草刈りの部分の入札差金につきまして減額補正をお願いしております。
○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。
○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。
○委員長（二ノ宮善明）　土屋委員。
○委員（土屋主久）　令和２年度は実績ベースで随意契約でやっていたと。当初予算は設計積算した結果、600万円でお願いしますということだったんですよ。設計した結果とこんなに差が出てくるって、不用額が生ずるということはどういうことかお伺いしたいんですけど。
委員長（二ノ宮善明）　農林振興課長。
○農林振興課長　暫時休憩をお願いします。
○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。
○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。農林振興課長。
○農林振興課長　設計金額につきましては、歩掛等を使って設計をしているところで、入札を行って業者の方の企業努力でこの金額になっているのかなと考えています。
○委員長（二ノ宮善明）　土屋委員。
○委員（土屋主久）　よくわかりませんけれども、そんなに変わるの。僕はそんなに変わると、半分近く減っちゃっているわけじゃないですか。ちょっとあり得ない。僕は１回の契約じゃなくて、多分、何回かに、必要なときに委託契約をしていくというかたちになると、それで結局、例えば草の状況とか、そんなかたちで下がったのかなとちょっと思っていたの。１回の契約でこん

なに変わるというのは最初の積算がおかしかったのか。多分、他のを見てみて。そんなに変わるということは無いと思うよ。

○委員長（二ノ宮善明）　農林振興課長。

○農林振興課長　暫時休憩願います。

○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。農林振興課長。

○農林振興課長　積算するとこの金額になってきます。

○委員長（二ノ宮善明）　土屋委員。

○委員（土屋主久）　令和２年まで随意契約でやっていた業者さんが、令和２年度は一番低い価格で頑張ったということですか。令和３年度。

○委員長（二ノ宮善明）　農林振興課長。

○農林振興課長　そのとおりでございます。

○委員長（二ノ宮善明）　土屋委員。

○委員（土屋主久）　47ページの6・3・4の防災調整池の対策事業費の関係です。これは用沢川の排砂5,500立方m計画していたということだとおもうんですけれども、この予定量は排砂で来たんでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明）　農林振興課長。

○農林振興課長　予定通り5,500立方mの排砂をすることが出来ました。

○委員長（二ノ宮善明）　土屋委員。

○委員（土屋主久）　予定が5,500ですけれども、多分、それですべてが排砂出来たということじゃないと思うんですよね。今回、工事費以外で。工事費も残額を生じているんじゃないですか。で、撫育、調整池の保全のお金も減額されていますけど、それって工事の方に、国との調整で追加してということは出来ないんですか。

○委員長（二ノ宮善明）　農林振興課長。

○農林振興課長　暫時休憩願います。

○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。農林振興課長。

○農林振興課長　事業の進捗上難しいものと考えております。

○委員長（二ノ宮善明）　土屋委員。

○委員（土屋主久）　国の予算ですけれども、一番有効に使っていただく。5,500が出来れば良いんじゃなくて、それ以上できるように早期発注と国との協議で出来るだけ予算を使い切るように、そういうかたちを検討していただきたいと思います。これは意見です

○委員長（二ノ宮善明）　他にありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　以上で、第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第21号議案の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　以上で、第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で、農林振興課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11時15分　休憩

11時16分　再開

産業振興課（第21号）

○委員長（二ノ宮善明）　再開します。次に産業振興課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案の内の関係部分及び第18号議案の審査になります。初めに第21号議案のうちの関係部分の審査を行います。産業振興課長の説明を求めます。産業振興課長。

（産業振興課長、説明）

○委員長（二ノ宮善明）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。中村委員。

○委員（中村純也）　47ページ、臨時交付事業支援金の結果になるんですけれど、どのような実績だったんでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明）　産業振興課長。

○産業振興課長　実績としまして、申請件数は552事業者、対象店舗、車両数は679件でございました。

○委員長（二ノ宮善明）　中村委員。

○委員（中村純也）　結果からどれくらいの参加率だったんでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明）　産業振興課長。

○産業振興課長　当初の想定としましては、市内事業者の7割、1,120件の申請を目標値としておりました。この1,120件に対し、達成率は61%となっております。

○委員長（二ノ宮善明）　中村委員。

○委員（中村純也）　感染拡大対策としてこれをやった訳ですけども、この達成率と感染拡大防止についてはどういう風に見解しているでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明）　産業振興課長。

○産業振興課長　暫時休憩願います。

○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。産業振興課長。

○産業振興課長　市内の事業者様が感染対策を施していただき、全体的に感染対策の底上げが出来たことについては一部達成していると感じております。しかしながら、達成率が61%という結果になっていることについてはやはり情報発信の部分で足りなかったというふうに認識をしております。

○委員長（二ノ宮善明）　中村委員。

○委員（中村純也）　対象件数に行かなかったことに対して商工会なり御課で手法だとか額だとか、そこら辺の反省といったのは行われたんでしょうか。

○委員長（二ノ宮善明）　産業振興課長。

○産業振興課長　暫時休憩願います。
○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。
○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。産業振興課長。
○産業振興課長　商工会と連携して積極的に情報発信をしてまいりましたが、それぞれの事業者様が全てに浸透しなかったことは今後の情報発信について工夫をしていかなければいけないという風に課題を感じております。
○委員長（二ノ宮善明）　中村委員。
○委員（中村純也）　ここで補正を上げないで継続してPRをするという考えは無かったんでしょうか。
○委員長（二ノ宮善明）　産業振興課長。
○産業振興課長　財源としております臨時創生交付金の事業者支援分については、令和３年度内執行というルールになっていますので、年度をまたいでの事業としては実施できないものですから、ここで終了というかたちになります。
○委員長（二ノ宮善明）　他にありますか。中村委員。
○委員（中村純也）　９ページ、債務負担行為ですけれども、令和７年度までとしているのはどういう根拠でしょうか。
○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。
○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。産業振興課長代理。
○産業振興課長代理　この利子補給につきましては、地方創生臨時交付金を原資とした基金を充てております。基金の積み立てに関して地方創生臨時交付金の事業として令和２年度の事業についての事業年度末が令和７年度とされているためです。
○委員長（二ノ宮善明）　中村委員。
○委員（中村純也）　18 号議案で上がってくるものについては対象外でよろしいですか。
○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。
○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。産業振興課長。
○産業振興課長　先ほど課長代理が説明をしました当該年度事業、その年度につきまして、令和２年度と説明をしましたがこの債務負担行為は令和３年度事業に対しての債務負担行為でございます。修正して訂正いたします。
○委員長（二ノ宮善明）　その他ございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　以上で、第 21 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　以上で、第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります

産業振興課（第 18 号）

○委員長（二ノ宮善明）　次に第 18 号議案の審査になります。産業振興課長の説明を求めます。産業振興課長。

（産業振興課長、説明）

○委員長（二ノ宮善明）　説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。中村委員。

○委員（中村純也）　令和２年度に実施した貸付の処分に関して縛りがあったと思いますけど、そこは今回の終期との関係はありますか。

○委員長（二ノ宮善明）　産業振興課長。

○産業振興課長　暫時休憩をお願いします。

○委員長（二ノ宮善明）　暫時休憩します。

○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。産業振興課長。

○産業振興課長　令和２年度の分につきましては終期は伸びておりません。

○委員長（二ノ宮善明）　中村委員。

○委員（中村純也）　それがこの条例から読み取れませんけど、どこで担保していきますか。

○委員長（二ノ宮善明）　産業振興課長代理。

○産業振興課長代理　先ほど課長が申し上げました、新たな QA がきております。基金の経費の管理は年度ごとに明確に分けていただく必要があるという記載がありますので、担当課で管理をしてまいります。

○委員長（二ノ宮善明）　産業振興課長。

○産業振興課長　今の課長代理の説明に補足をいたします。この担保につきましては、令和４年度当初予算の中の 345 ページに債務負担行為で翌年度以降に渡るものについての年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書というものがございます。こちらでそれぞれの年度のものについて債務負担行為を設定し担保をするものです。

○委員長（二ノ宮善明）　その他、ありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　以上で第 18 号議案に対する質疑を終わります。以上で産業振興課の質疑を終わります。以上で産業部の議案を終わります。暫時休憩いたします。

11時38分　休憩

11時40分　再開

○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。以上で予算決算委員会産業建設分科会に割り振られました議案及び産業建設委員会に付託されました議案の本日の質疑を終了いたします。

11時40分　休憩

（休憩中に、自由討議は行わないこととした。）

11時41分　再開

討論・採決（第18号）

○委員長（二ノ宮善明）　再開いたします。ただいまから、本委員会に付託されました第18号議案　裾野市中小企業経済変動対策貸付資金利子補給金基金条例の一部を改正することについて　の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

只今から、採決いたします。本委員会に付託されました第18号議案　裾野市中小企業経済変動対策貸付資金利子補給金基金条例の一部を改正することについて　を原案のとおり決定することにご異議ありませんか、

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（二ノ宮善明）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された本日の議案の審査は、すべて終了いたしました。補正予算関係の議案につきましては、来る３月４日の予算決算委員会で分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては、来る３月８日の本会議で委員長報告をいたします。審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げまして、予算決算委員会産業建設分科会及び産業建設委員会を閉会いたします。

11時43分　閉会